

昭和二十五年農林省令第七十三号

植物防疫法施行規則

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則を次のように定める。

目次

- [第一章 総則（第一条—第五条）](#)
- [第二章 輸入植物の検査（第五条の二—第二十二條）](#)
- [第三章 輸出植物の検査（第二十三條—第三十一條）](#)
- [第四章 指定種苗の検査（第三十二條—第三十五條）](#)
- [第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止（第三十五條の二—第三十五條の十）](#)
- [第五章 緊急防除（第三十六條—第三十九條）](#)
- [第六章 指定有害動植物の防除](#)
 - [第一節 指定有害動植物（第四十條）](#)
 - [第二節 薬剤の譲与（第四十一條—第四十六條）](#)
 - [第三節 防除用器具の無償貸付（第四十七條—第五十八條）](#)
- [第七章 都道府県の防疫（第五十九條・第六十條）](#)
- [第八章 雑則（第六十一條・第六十二條）](#)

附則

第一章 総則

（公聴会）

第一条 農林水産大臣は、[植物防疫法](#)（以下「法」という。）[第五条の二第二項](#)（[法第六条第六項](#)、[法第七条第四項](#)、[法第十一条第二項](#)、[法第十三条第七項](#)、[法第十五条第二項](#)、[法第十六条の二第二項](#)又は[法第十六条の三第二項](#)において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、少なくともその十日前までに、場所及び意見を聴こうとする事項を公示しなければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、あらかじめ、その述べようとする意見の概要を記載した文書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第二条 削除

（議長）

第三条 公聴会は、農林水産大臣の指名する者が議長として主宰する。

（議長の職務等）

第四条 議長は、公述人が多いときは、各種の意見を代表する者に発言させなければならない。

2 議長は、農林水産省の官吏のうちから説明者を指名しなければならない。

3 議長は、公述人又は説明者の発言時間の範囲を制限し、又はその発言が当該事項の範囲をこえた者の発言を制止することができる。

4 議長は、必要があると認めるときは、公聴会を延期し、又は続行することができる。この場合には、次回の日時及び場所を指定して出席者にこれを通知しなければならない。

（植物防疫官及び植物防疫員の証票）

第五条 [法第五条第一項](#)の規定による証票の様式は、別記第一号様式の通りとする。

第二章 輸入植物の検査

（検査有害動植物）

第五条の二 [法第五条の二第一項](#)の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表一のとおりとする。

（検査証明書の添付を要しない植物）

第五条の三 [法第六条第一項](#)の栽培の用に供しない植物であつて、検査有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 うこん及びトチュウの乾燥したもの

二 アーモンド、カシューナッツ、ココヤシ、こしょう、ピスタチオノキ、ペルシヤぐるみ及びマカダミアナッツの乾燥した種子

（栽培地検査を要する植物等）

第五条の四 [法第六条第二項](#)の農林水産省令で定める地域、植物及び検査有害動植物は、別表一の二のとおりとする。

2 前項に掲げる植物は、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

（輸入場所の指定）

第六条 [法第六条第三項](#)の港及び飛行場は、第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物を携帯して輸入する場合に限る。

一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮

港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港

二 旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場

三 釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港

(農林水産省令で定める特別の用)

第六条の二 [法第七条第一項](#)ただし書の特別の用は、次のとおりとする。

- 一 博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること。
- 二 犯罪捜査のための証拠物として使用すること。
- 三 ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること。

(輸入禁止品の輸入許可)

第七条 [法第七条第一項](#)但書の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書(第二号様式)を提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、[法第七条第一項](#)但書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、許可したことを証する書面(第三号様式)を一梱当り二通ずつ交付するものとする。

3 前項の書面の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品に添付して発送させなければならない。

第八条 [法第七条第三項](#)の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造の方法に関すること。
 - 二 輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。
 - 三 輸入した輸入禁止品の管理若しくは隔離の場所及び期間又は管理の方法に関すること。
 - 四 輸入した輸入禁止品の管理又は隔離の責任者に関すること。
 - 五 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。
 - 六 隔離した当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。
 - 七 前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該輸入禁止品及びその生産物の廃棄を命ずることがあること。
- 2 農林水産大臣は、[法第七条第一項](#)但書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、且つ、やむを得ないものと認められるときは、[法第七条第三項](#)の規定により附した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

(輸入禁止地域及び輸入禁止植物)

第九条 [法第七条第一項第一号](#)の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

- 一 別表二に掲げる地域及び植物
- 二 別表二の二に掲げる地域及び植物(同表に掲げる基準に適合しているものを除く。)
- 三 別表一の二に掲げる地域及び植物(同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。)

(輸入検査の申請)

第十条 植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、[法第八条第一項](#)但書の場合を除き、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶(航空機)の入港(着陸)後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書(第四号様式)を提出しなければならない。

2 電子情報処理組織([行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律](#)(平成十四年法律第五十一号)[第三条第一項](#)に規定する電子情報処理組織をいう。第二十五条第四項において同じ。)を使用して[法第八条第一項](#)の規定による届出をしようとする者については、[農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則](#)(平成十五年農林水産省令第二十一号)[第三条第三項](#)の規定は、適用しない。

(検査の場所及び期日)

第十一条 植物防疫官は、第十条の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。

(検査品の運搬等)

第十二条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、[法第八条第一項](#)又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物又は輸入禁止品及びその容器包装につき運搬、荷解、荷造その他の措置をしなければならない。

(処分を行う場所)

第十三条 [法第四条第二項](#)又は[法第九条第一項](#)若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行なわなければならない。但し、大量の貨物であつてこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

(農林水産省令で定める種苗)

第十四条 [法第八条第七項](#)の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

(隔離栽培)

第十五条 植物防疫官は、[法第八条第七項](#)の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して（郵便物の場合にあつては当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について回答を求めなければならない。

- 一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所で栽培しなければならないこと。
- 二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。
- 三 隔離期間中当該種苗に検査有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。
- 四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

第十六条 植物防疫官は、前条の回答により[法第八条第七項](#)の隔離栽培を命ずることができる認めるときは、当該種苗を輸入した者に対し、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

第十七条 植物防疫官は、第十五条の回答により[法第八条第七項](#)の隔離栽培を自ら実施することが適当であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

2 前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が[法第九条第四項](#)の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

(隔離栽培品の処分)

第十八条 植物防疫官は、第十五条の通知に対する回答がないとき又は隔離栽培することができない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

(証明書の交付)

第十九条 [法第九条第四項](#)の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、[法第八条第一項](#)の規定によつて農林水産大臣が指定した検査有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

- 2 [法第七条第一項](#)ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて[同条第三項](#)の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のために送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。
- 3 電子情報処理組織（[行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項](#)に規定する電子情報処理組織をいう。第二十一条第二項及び第二十二条第二項において同じ。）を使用して第一項本文の証明書を通知する場合又は第一項ただし書若しくは前項の輸入認可証を交付する場合における[農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第六条第三項](#)の規定の適用については、同項中「入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて[第三条第三項](#)各号に掲げるものと併せて」とあるのは、「入力し、」と読み替えるものとする。

(消毒又は廃棄の実施)

第二十条 [法第四条第二項](#)又は[法第九条第一項](#)若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

(処分後の通知)

第二十一条 植物防疫官は、[法第九条第一項](#)から第三項までの規定により、植物又は輸入禁止品及び容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、且つ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

- 2 電子情報処理組織を使用して前項の証明書を交付する場合には、第十九条第三項の規定を準用する。
- 3 植物防疫官は、[法第八条第五項](#)の規定により郵便物を検査し、[法第九条第一項](#)から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。

(廃棄又は消毒命令書)

第二十二条 植物防疫官は、[法第九条第一項](#)又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書（第十一号様式）を交付しなければならない。[法第四条第二項](#)の規定により消毒を命じた場合もまた同様とする。

- 2 電子情報処理組織を使用して前項の廃棄又は消毒命令書を交付する場合には、第十九条第三項の規定を準用する。

第三章 輸出植物の検査

(栽培地検査)

第二十三条 [法第十条第三項](#)の植物は、てつぼうゆり、やまゆり及びかのこゆり（これらの変種又は品種を含み、野生のものを除く。以下同じ。）並びにチューリップとする。

(栽培地検査の申請)

第二十四条 [法第十条第三項](#)の植物の栽培地検査を受けようとする者は、次に掲げる期日までに検査申請書（第十二号様式）を植物防疫官に提出しなければならない。

- 一 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物（てつぼうゆり、やまゆり、かのこゆり、チューリップ及びうんしゅうみかんを除く。）並びに組織培養により生産されるてつぼうゆり、やまゆり、かのこゆり及びチューリップについては、検査を受けようとする期日の三十日前
- 二 てつぼうゆり、やまゆり及びかのこゆり（組織培養により生産されるものを除く。）については四月三十日（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域（鹿児島県奄美市及び同県大島郡の区域を除く。）内においては三月三十一日、鹿児島県奄美市及び同県大島郡の区域内においては十二月三十一日、沖縄県の区域内においては十一月三十日）
- 三 チューリップ（組織培養により生産されるものを除く。）については二月末日
- 四 うんしゅうみかんについては三月三十一日

- 2 前項の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に別記第十三号様式（組織培養により生産されるものにあつては別記第十三号の二様式、うんしゅうみかんにあつては別記第十三号の三様式）の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

（輸出検査の申請）

第二十五条 [法第十条第一項](#)の植物及びその容器包装の検査を受けようとする者は、あらかじめ植物防疫官に検査申請書（第十四号様式）を提出しなければならない。但し、輸出する植物の包装材料として使用する土につき[法第十条第一項](#)の規定による検査を受けようとする者は、採取前及び調製前に植物防疫官に検査申請書（第十五号様式）を提出しなければならない。

- 2 当該植物が[法第十条第三項](#)の栽培地検査を要するものである場合にあつては当該検査に合格した旨、当該植物の包装材料として使用してある土につき既に[同条第一項](#)の検査を受けその検査に合格している場合にあつてはその旨を附記しなければならない。

- 3 野生の植物で[法第十条第三項](#)の栽培地検査を要する植物と同一種類のを輸出しようとする者は、植物防疫官又はその原産地の市町村長の発行した野生である旨の証明書（第十六号様式）を第一項の申請書に添付しなければならない。

- 4 電子情報処理組織を使用して第一項の検査申請書を提出しようとする者には、第十条第二項の規定を準用する。

第二十六条 [法第十条第三項](#)の栽培地検査を要する植物につき[同条第一項](#)の検査を受けようとする者は、当該植物の容器包装に第三十条第二項の規定により交付を受けた合格証票を添付しておかななければならない。ただし、同項ただし書の規定により合格証票の交付が省略された場合は、この限りでない。

（検査の場所）

第二十七条 [法第十条第一項](#)の検査は、植物防疫所で行う。但し、当該植物及びその容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、当該植物の数量が多く、且つ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるときは、当該所在地で行うことができる。

- 2 輸出植物の包装材料として使用する土につき行う[法第十条第一項](#)の検査は、前項の規定にかかわらずその採取地又はその調製場で行う。

（検査の期日）

第二十八条 植物防疫官は、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

（検査品の運搬等）

第二十九条 第二十五条第一項の規定による検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

（合格証明書等の交付）

第三十条 植物防疫官は、[法第十条第一項](#)の規定による検査の結果、当該植物及びその容器包装を合格としたときは、当該植物又はその容器包装に合格証印（第十八号様式）を押し又は当該申請者に合格証明書（第十八号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあつては第十八号の二様式）を交付しなければならない。ただし、輸入国において特別の要求があるときは、その要求に応ずる証明書を交付しなければならない。

- 2 植物防疫官は、[法第十条第三項](#)の規定による検査の結果、当該植物を合格としたときは、当該申請者に対し、合格証明書（第十九号様式）及び合格証票（第十九号様式）を交付しなければならない。ただし、当該植物について[法第十条第一項](#)の検査を行うに当たつて、[同条第三項](#)の検査に合格したことが不明となるおそれがないと認められるときは、合格証票の交付を省略することができる。

- 3 植物防疫官は、第二十五条第一項但書の申請に係る包装材料が輸入国の要求に該当していると認めて合格としたときは、当該申請者に対し合格証明書（第二十号様式）を交付しなければならない。

（合格処分の取消）

第三十一条 植物防疫官は、[法第十条第四項](#)の規定による検査の結果、当該植物又はその容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつてると認めるときは、合格処分を取り消し、且つ、前条第一項の規定によりした押印を抹消し、又は交付した合格証明書の返還を命じなければならない。

第四章 指定種苗の検査

（検査の申請）

第三十二条 [法第十三条第一項](#)の検査を受けようとする種苗生産者（共同して検査の申請をする場合にあつてはその代表者）は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期限までに農林水産大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により検査の申請をした者には、第二十四条第二項の規定を準用する。

（検査期日の通知）

第三十三条 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十八条の規定を準用する。

（合格証明書及びその抄本）

第三十四条 [法第十三条第三項](#)の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、[同条第四項](#)の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条 [法第十四条](#)の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、[第二十一条第一項](#)及び[第二十一条第一項](#)の規定を準用する。

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止

（移動制限地域及び移動制限植物）

第三十五条の二 [法第十六条の二第一項](#)の地域及び植物を別表三及び別表四のとおり定める。

（移動制限植物等の移動制限の例外）

第三十五条の三 [法第十六条の二第一項](#)の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面（第二十二号の二様式）（第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。）を添付して移動する場合とする。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動制限植物等移動許可申請書（第二十二号の三様式）を提出しなければならない。

- 3 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証を交付するものとする。

(移動検査及び検査確認の表示)

第三十五条の四 [法第十六条の二第一項](#)の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装
 - 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物
- 2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。ただし、当該植物又はその容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行なうことができる。
- 一 前項各号に掲げる植物又はその容器包装について、当該植物の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。
 - 二 前項のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。
- 3 移動検査を受けようとする者は、当該植物又はその容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。
- 4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。
- 5 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。
- 6 [法第十六条の二第一項](#)の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物又はその容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物又はその容器包装に検査合格証明書（第二十二号の五様式）若しくは検査合格証票（第二十二号の六様式）を添付し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）をはり付けてするものとする。

(消毒の確認及び確認の表示)

第三十五条の五 [法第十六条の二第一項](#)の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装について行う。

- 2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。
- 3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行なう二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。
- 4 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。
- 5 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。
- 6 [法第十六条の二第一項](#)の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物又はその容器包装に消毒確認証明書（第二十二号の十様式）若しくは消毒確認証票（第二十二号の十一様式）を添付し、又は消毒確認証印（第二十二号の十二様式）を押印し、若しくは消毒確認証紙（第二十二号の十三様式）をはり付けてするものとする。

(消毒の基準)

第三十五条の六 [法第十六条の二第一項](#)の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物の欄に掲げる植物の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

(移動禁止地域及び移動禁止植物等)

第三十五条の七 [法第十六条の三第一項](#)の農林水産省令で定める地域内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。

- 2 [法第十六条の三第一項](#)の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。

(移動禁止植物等の移動許可)

第三十五条の八 [法第十六条の三第一項](#)ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書（第二十二号の十四様式）を提出しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、[法第十六条の三第一項](#)ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、許可したことを証する書面（第二十二号の十五様式）を交付するものとする。

(移動禁止植物等の移動許可の条件)

第三十五条の九 [法第十六条の三第二項](#)において準用する[法第七条第三項](#)の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 移動前に移動しようとする移動禁止植物等（第三十五条の七第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれらの容器包装をいう。以下この項において同じ。）が[法第十六条の三第一項](#)ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。
 - 二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造の方法に関すること。
 - 三 移動後の移動禁止植物等の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。
 - 四 移動後の移動禁止植物等の管理の責任者に関すること。
 - 五 移動後の移動禁止植物等の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。
 - 六 前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該移動禁止植物等及びその生産物の廃棄を命ずることがあること。
- 2 [法第十六条の三第一項](#)ただし書の許可を受けた者については、[第八条第二項](#)の規定を準用する。

(廃棄命令書及び処分証明書)

第三十五条の十 [法第十六条の五](#)の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、[第二十一条第一項](#)及び[第二十二条第一項](#)の規定を準用する。

第五章 緊急防除

(緊急防除)

第三十六条 [法第十八条第二項](#)の規定による農林水産大臣の命令は、緊急措置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。

(協力指示書の様式)

第三十七条 [法第十九条第二項](#)の協力指示書の様式は、別記第二十四号様式とする。

(協力成績の報告)

第三十八条 [法第十九条第二項](#)の規定により協力指示書の交付を受けた者は、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

（費用の請求）

第三十九条 [法第十九条第二項](#)の規定により協力指示書の交付を受けた者が、[同条第三項](#)の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書（第二十六号様式）に費用の支出を証明する書類を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

第六章 指定有害動植物の防除

第一節 指定有害動植物

（指定有害動植物）

第四十条 [法第二十二條](#)の農林水産大臣の指定する有害動物は、次のとおりとする。

- 一 いちご、かき、きく、きゅうり、たまねぎ、なす及びねぎのアザミウマ類
- 二 いちご、かんきつ、きく、キャベツ、きゅうり、すいか、だいこん、大豆、トマト、なし、なす、ねぎ、はくさい、ばれいしよ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスのアブラムシ類
- 三 いねのイネミズゾウムシ
- 四 オオタバコガ
- 五 かきのカイガラムシ類
- 六 かきのカキノヘタムシガ
- 七 果樹カメムシ類
- 八 さとうきびのカンシャコパネナガカメムシ
- 九 大豆の吸毒性カメムシ類
- 十 コナガ
- 十一 きゅうり及びトマトのコナジラミ類
- 十二 いねのコブノメイガ
- 十三 シロイチモジヨトウ
- 十四 なし、もも及びりんごのシンクイムシ類
- 十五 いねのセジロウシ
- 十六 茶のチャノホソガ
- 十七 いねのツマグロヨコバイ
- 十八 いねのトビイロウシ
- 十九 いねのニカメイガ
- 二十 ハスモンヨトウ
- 二十一 いちご、おうとう、かんきつ、茶、なし、なす、もも及びりんごのハダニ類
- 二十二 かき、茶、なし及びりんごのハマキムシ類
- 二十三 斑点米カメムシ類
- 二十四 いねのヒメトビウシ
- 二十五 いねのフタオビコヤガ
- 二十六 さとうきびのメイチュウ類
- 二十七 ヨトウガ

2 [法第二十二條](#)の農林水産大臣の指定する有害植物は、次のとおりとする。

- 一 むぎの赤かび病菌
- 二 いねの稲こじ病菌
- 三 いねのいもち病菌
- 四 いちごのうどんこ病菌
- 五 きゅうりのうどんこ病菌
- 六 なすのうどんこ病菌
- 七 ピーマンのうどんこ病菌
- 八 むぎのうどんこ病菌
- 九 トマト及びばれいしよの疫病菌
- 十 ぶどうの晩腐病菌
- 十一 かんきつのかいよう病菌
- 十二 キウイフルーツのかいよう病菌
- 十三 きゅうりの褐斑病菌
- 十四 てん菜の褐斑病菌
- 十五 キャベツ及びレタスの菌核病菌
- 十六 キャベツの黒腐病菌
- 十七 なしの黒星病菌
- 十八 りんごの黒星病菌
- 十九 かんきつの黒点病菌
- 二十 なしの黒斑病菌
- 二十一 ねぎの黒斑病菌
- 二十二 ねぎのさび病菌

- 二十三 いねの縞葉枯病ウイルス
- 二十四 たまねぎの白色疫病菌
- 二十五 きくの白さび病菌
- 二十六 てん菜の西部萎黄病ウイルス
- 二十七 もものせん孔細菌病菌
- 二十八 かんきつのそうか病菌
- 二十九 いちごの炭疽病菌
- 三十 かきの炭疽病菌
- 三十一 茶の炭疽病菌
- 三十二 いちご、きゅうり、トマト、なす、ぶどう及びレタスの灰色かび病菌
- 三十三 おうとうの灰星病菌
- 三十四 いねのばか苗病菌
- 三十五 トマトの葉かび病菌
- 三十六 りんごの斑点落葉病菌
- 三十七 きゅうりのべと病菌
- 三十八 たまねぎ及びねぎのべと病菌
- 三十九 ぶどうのべと病菌
- 四十 いねのみみ枯細菌病菌
- 四十一 いねの紋枯病菌

第二節 薬剤の譲与

(譲与の相手方)

第四十一条 **法第二十七条第一項**の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、指定有害動植物が風水害等の災害により異常発生した場合において、みずから防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

(譲与の申請)

第四十二条 防除用薬剤の譲与を受けようとする者は、譲与申請書（第二十七号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

(譲与の決定等)

第四十三条 農林水産大臣は、前条の譲与申請書を受理したときは、その内容を審査して譲与するかどうかを決定し、当該申請者に対し、譲与する場合にあつては譲与すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した譲与承認書（第二十八号様式）を交付し、譲与しない場合にあつてはその旨を通知する。

(引渡)

第四十四条 **法第二十七条第一項**の規定により譲与する防除用薬剤の引渡は、前条の譲与承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者（以下「譲受人」という。）は、当該引渡後直ちに、受領書（第二十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

(防除用薬剤の使用等の制限)

第四十五条 譲受人は、第四十三条の譲与承認書に記載された条件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

2 農林水産大臣は、譲受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることがある。

(報告の徴取)

第四十六条 譲受人は、譲与を受けた防除用薬剤による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書（第三十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三節 防除用器具の無償貸付

(申請)

第四十七条 **法第二十七条第一項**の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、借受申請書（第三十一号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付)

第四十八条 農林水産大臣は、前条の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用法その他必要な事項を定める。

2 植物防疫所長は、前項の決定に基き、当該申請者に対し、貸し付ける場合にあつては貸付承認通知書（第三十二号様式）を交付し、貸し付けない場合にあつては其の旨を通知する。

(引渡)

第四十九条 防除用器具の引渡は、前条第二項の貸付承認通知書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者（以下「借受人」という。）は、当該引渡後直ちに、請書（第三十三号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林水産大臣に対し、貸付期間の延長を申請することができる。

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を植物防疫所長に提出して、しなければならない。

3 植物防疫所長は、農林水産大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請者に対し貸付期間延長承認通知書（第三十五号様式）を交付する。

(借受人の義務)

第五十一条 借受人は、その借り受けた防除用器具を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 借受人は、その借り受けた防除用器具を他に転貸してはならない。

第五十二条 借受人は、その借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく書面をもってその旨及び事由を詳細に植物防疫所長に報告しなければならない。この場合において、当該滅失又はき損が火災又は盗難に係るものであるときは、火災又は盗難があつた旨を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

第五十三条 借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、植物防疫所長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は国にその補償金を納入しなければならない。

2 前項の補償金は、植物防疫所の歳入徴収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

(返納)

第五十四条 借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届(第三十六号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

第五十五条 農林水産大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があると認める場合は、貸付期間内においても、期日及び場所を指定してその返納を命ずることがある。

(違約金の徴収)

第五十六条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日(前条の場合にあつては、当該返納命令による指定期日)までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林水産大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災地変その他農林水産大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の違約金の納入については、第五十三条第二項の規定を準用する。

(費用の負担)

第五十七条 防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

第五十八条 削除

第七章 都道府県の防疫

(病害虫防除所)

第五十九条 [法第三十二条第三項](#)の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 位置及び管轄区域
- 三 管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生の状況
- 四 施設の概要
- 五 職員の職種別定数
- 六 業務の概要
- 七 業務開始の予定年月日

(病害虫防除員)

第六十条 [法第三十三条第二項](#)において準用する[法第三十二条第三項](#)の農林水産省令で定める事項は、病害虫防除員の数とする。

第八章 雑則

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 [法第三十五条第二項](#)の農家数は、直近に公表された[農林業センサス規則](#)(昭和四十四年農林省令第三十九号)[第一条](#)の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

2 [法第三十五条第二項](#)の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の普通畑の調査日前一年間に飼料用作物だけを作つた畑の面積及び畑の牧草専用地の面積を控除したものであるものとする。

3 [法第三十五条第二項](#)の市町村数は、第一項に規定する調査が行われた年の二月一日現在における市町村数によるものとする。

(権限の委任)

第六十二条 [法第三十二条第三項](#)([法第三十三条第二項](#)において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二六年二月二七日農林省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年四月一日農林省令第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十四条第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二九年一月一六日農林省令第七三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年一月一四日農林省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年九月一日農林省令第四五号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面、同規則第十五条の文書、同規則第十六条の隔離栽培命令書、同規則第二十二條の廃棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十条第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定

めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。

附 則 (昭和三二年二月一四日農林省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年一〇月一日農林省令第五七号)

1 この省令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則 (昭和三八年六月二六日農林省令第四二号)

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年五月一〇日農林省令第二三号)

この省令は、昭和三十九年六月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月一日農林省令第四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面は、この省令による改正後の同項で定める書面の様式によるものとみなす。

附 則 (昭和三九年六月二六日農林省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年一〇月九日農林省令第六一号)

この省令は、昭和三十九年一月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、昭和三十九年十月十六日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月一九日農林省令第九号)

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年十一月二〇日農林省令第五一号)

この省令は、昭和三十九年十一月二十五日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月三十一日農林省令第一二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月二日農林省令第三一号)

この省令は、昭和三十九年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和三九年四月一〇日農林省令第二五号)

この省令は、昭和三十九年四月二十日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月二七日農林省令第一一号)

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年五月一三日農林省令第二九号) 抄

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日(昭和三十九年五月十五日)から施行する。

附 則 (昭和三九年六月九日農林省令第三八号)

この省令は、昭和三十九年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和三九年一月二三日農林省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月七日農林省令第一二号)

この省令は、昭和三十九年三月十二日から施行する。

附 則 (昭和三九年五月二四日農林省令第三七号)

この省令は、昭和三十九年六月四日から施行する。

附 則 (昭和三九年一月一九日農林省令第七九号)

この省令は、昭和三十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月二四日農林省令第三一号)

1 この省令は、昭和三十九年八月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の植物防疫法施行規則第三十二条第一項の規定は、昭和三十九年産の指定種苗の検査から適用し、昭和三十九年以前の年産の指定種苗の検査については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三九年一〇月二一日農林省令第四六号)

この省令は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月二五日農林省令第九号)

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月五日農林省令第三八号)

この省令は、昭和三十九年七月十日から施行する。

附 則 (昭和三九年一月二九日農林省令第五三号)

この省令は、昭和三十九年十二月五日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月二日農林省令第二七号)

この省令は、昭和三十九年六月十六日から施行する。

附 則 (昭和三九年一月一〇日農林省令第一号)

この省令は、昭和三十九年一月十三日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月二七日農林省令第一七号)

この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定中新東京国際空港に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附 則 （昭和五十三年三月二九日農林省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十三年四月一〇日農林省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十三年七月五日農林省令第四九号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十三年八月二八日農林水産省令第五号）

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則 （昭和五十四年四月四日農林水産省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十四年五月一五日農林水産省令第二五号）

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

附 則 （昭和五十四年六月三〇日農林水産省令第三六号）

この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。

附 則 （昭和五十四年九月七日農林水産省令第三九号）

この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附 則 （昭和五十四年一〇月一五日農林水産省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十四年一二月一〇日農林水産省令第五三号）

この省令は、昭和五十四年十二月十二日から施行する。

附 則 （昭和五十五年四月三日農林水産省令第一二号）

この省令は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

附 則 （昭和五十五年四月一一日農林水産省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十五年五月二〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、昭和五十五年五月二十二日から施行する。

附 則 （昭和五十六年三月一六日農林水産省令第六号）

この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

附 則 （昭和五十七年五月二〇日農林水産省令第一九号）

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

附 則 （昭和五十七年七月一五日農林水産省令第二四号）

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和五十七年八月二四日農林水産省令第三一号）

この省令は、昭和五十七年八月二十六日から施行する。

附 則 （昭和五十七年一二月六日農林水産省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十九年一〇月二九日農林水産省令第四二号）

この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年三月一日農林水産省令第三号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一五日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年八月二一日農林水産省令第四一号）

この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年一〇月二二日農林水産省令第四八号）

この省令は、昭和六十年十月二十四日から施行する。

附 則 （昭和六〇年一十一月一日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年二月四日農林水産省令第一号）

この省令は、昭和六十一年二月六日から施行する。

附 則 （昭和六一年三月二五日農林水産省令第九号）

この省令中別表一の四の項の改正規定は昭和六十一年四月一日から、同表の十二の項の改正規定は昭和六十一年五月一日から施行する。

附 則 （昭和六一年八月二二日農林水産省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年二月二〇日農林水産省令第一号）

この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。

附 則 （昭和六二年四月一五日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二八日農林水産省令第三三三号)

この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一一月二七日農林水産省令第四一四号)

この省令は、昭和六十二年十一月三十日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月六日農林水産省令第二二二号)

この省令は、昭和六十三年二月八日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月二七日農林水産省令第六六号)

この省令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月一七日農林水産省令第三二二二号)

この省令は、昭和六十三年六月二十日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月一五日農林水産省令第三七七号)

この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附 則 (昭和六三年一一月二九日農林水産省令第五七七号)

この省令は、昭和六十三年十二月五日から施行する。

附 則 (昭和六三年一一月二八日農林水産省令第六四四号)

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月一日農林水産省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月六日農林水産省令第二七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一〇月三〇日農林水産省令第四三三三号)

この省令は、平成元年十一月一日から施行する。

附 則 (平成元年一一月二〇日農林水産省令第四七七号)

この省令は、平成元年十二月二十二日から施行する。ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規定中「、コロンビア、エクアドル」を加える部分は、平成二年一月十六日から施行する。

附 則 (平成二年三月二〇日農林水産省令第六六号)

この省令は、平成二年三月二十三日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日農林水産省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。

附 則 (平成二年六月一一日農林水産省令第二四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一〇月三〇日農林水産省令第四二二二号)

この省令は、平成二年十一月一日から施行する。

附 則 (平成三年六月三日農林水産省令第二八八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「、広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。

附 則 (平成三年七月一七日農林水産省令第三二二二号)

この省令は、平成三年七月二十日から施行する。

附 則 (平成四年四月六日農林水産省令第一三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「、高松空港」を加える部分は、平成四年四月二十日から施行する。

附 則 (平成四年五月六日農林水産省令第二四四号)

この省令は、平成四年五月十二日から施行する。

附 則 (平成五年一月二七日農林水産省令第二二二二号)

この省令は、平成五年二月一日から施行する。

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第一一一一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成五年四月二十六日から施行する。

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第一二二二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の

取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則 （平成五年五月二八日農林水産省令第二四号）

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

附 則 （平成五年一〇月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、平成五年十月二十九日から施行する。

附 則 （平成五年一〇月二九日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成五年十月三十日から施行する。

附 則 （平成六年一月一四日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年四月一日農林水産省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

附 則 （平成六年四月二二日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成六年四月二十五日から施行する。

附 則 （平成六年八月二二日農林水産省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年九月二日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附 則 （平成六年一〇月二五日農林水産省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の一の二の項及び別表四の一の二の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

附 則 （平成七年一月一八日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成七年三月三一日農林水産省令第二五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

附 則 （平成七年四月二四日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成七年五月一日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年二月五日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年四月一日農林水産省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年九月九日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年九月一七日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年一〇月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年二月三日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年三月一〇日農林水産省令第九号）

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十七号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成九年四月一日農林水産省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年四月二四日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年七月一日農林水産省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年七月二二日農林水産省令第五三号）

この省令は、平成九年八月一日から施行する。

附 則 （平成九年八月四日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年九月一〇日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年九月二六日農林水産省令第六七号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 （平成九年一〇月一七日農林水産省令第七二号）

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附 則 （平成九年一月九日農林水産省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年二月五日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年三月二七日農林水産省令第一六号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年四月九日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年十一月一六日農林水産省令第七七号）

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一月一〇日農林水産省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年一月二五日農林水産省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年一月一日農林水産省令第一号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病菌害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農業取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則 （平成一一年三月二九日農林水産省令第一二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年四月一五日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年五月二四日農林水産省令第三三号）

この省令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、福島空港に係る部分は、平成十一年六月十七日から施行する。

附 則 （平成一一年七月三〇日農林水産省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年九月六日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年十二月一七日農林水産省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年二月三日農林水産省令第九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年三月二日農林水産省令第二三号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年三月三十一日農林水産省令第四八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年五月一七日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月二七日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年五月三十一日農林水産省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年九月三日農林水産省令第一一九号）

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附 則 （平成一三年一月三十一日農林水産省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年三月二九日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月五日農林水産省令第一二号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日農林水産省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月二五日農林水産省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年八月二九日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月二〇日農林水産省令第一一六号)

この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年十一月八日農林水産省令第一二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年十二月二四日農林水産省令第一三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月九日農林水産省令第二〇号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月七日農林水産省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日農林水産省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二〇日農林水産省令第八一号)

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年十二月一日農林水産省令第八九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月四日農林水産省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一〇日農林水産省令第八号)

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一〇日農林水産省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日農林水産省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日農林水産省令第六〇号)

この省令は、平成十七年四月十四日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四月十四日から施行する。

附 則 (平成一七年八月二五日農林水産省令第九五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年十二月一日農林水産省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年十二月一六日農林水産省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年十二月二七日農林水産省令第一二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月九日農林水産省令第八号)

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二一日農林水産省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一日農林水産省令第五五号)

この省令は、平成十八年六月八日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二三日農林水産省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年七月五日農林水産省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年七月二八日農林水産省令第六八号)

この省令は、平成十八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定(同表一の項及び二の項に係る部分を除く。)は、平成十九年八月十日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月二日農林水産省令第八二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の植物防疫法施行規則第十九号様式、第十九号の二様式及び第十九号の三様式による合格証明書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十九号様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前の植物防疫法施行規則第十二号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式による検査申請書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十二号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一八年一月二八日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月七日農林水産省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日農林水産省令第二一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月十二日から施行する。ただし、第二十四条第一項第二号の改正規定及び別記第一号様式の改正規定は公布の日から、別表一の改正規定(同表八の項地域の欄の改正規定中「ブラジル」を削る部分を除く。)は平成二十年四月十二日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の植物防疫法施行規則別記第一号様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第一号様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一九年六月七日農林水産省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日農林水産省令第六二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年十一月二〇日農林水産省令第八六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年十一月三〇日農林水産省令第八九号)

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月八日農林水産省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一四日農林水産省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一日農林水産省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一六日農林水産省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月四日農林水産省令第五七号)

この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六六号)

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附 則 (平成二〇年十一月一日農林水産省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一八日農林水産省令第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、統計法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年六月三日農林水産省令第三八号)

この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則 (平成二一年一〇月二〇日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二九日農林水産省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一〇日農林水産省令第一六号)

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一六日農林水産省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年七月三〇日農林水産省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年八月一八日農林水産省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月三十一日農林水産省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月七日農林水産省令第八号)

この省令は、平成二十三年九月七日から施行する。ただし、別表一の改正規定(同表を別表一の二とする部分を除く。)は、平成二十四年三月七日から施行する。

附 則 (平成二三年七月八日農林水産省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年二月一日農林水産省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年四月二〇日農林水産省令第三一号)

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。

附 則 (平成二四年七月二五日農林水産省令第四一号)

この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一日農林水産省令第八号)

この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。

附 則 (平成二五年四月二日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月七日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二四日農林水産省令第一二号)

この省令は、平成二十六年八月二十四日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年二月二十四日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一五日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一七日農林水産省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月一九日農林水産省令第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二四日農林水産省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二四日農林水産省令第四〇号)

この省令は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の改正規定(「Thrips minutissimus」、「Narcissus degeneration virus」及び「Narcissus late season yellows virus」を削る部分に限る。)、別表一の二の改正規定(「オーストラリア」を削る部分に限る。)及び別表二の改正規定(「英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)」及び「、うり科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)」を削る部分、「きばなきようちくとう」の下に「、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・マイクロフィラ、コラロカルプス・エリプテクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に「、にがうり」を加える部分に限る。) 公布の日

二 別表一の二の改正規定(十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。) 平成二十九年五月二十四日

附 則 (平成二八年六月一日農林水産省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年九月八日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二八日農林水産省令第八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月一六日農林水産省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年七月三十一日農林水産省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月二六日農林水産省令第五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月一三日農林水産省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月三十一日農林水産省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二六日農林水産省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日農林水産省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表一（第五条の二関係）

第一 有害動物	
一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	
(一) 節足動物	<p>Abgrallaspis aguacatae Abgrallaspis perseae Acalolepta australis Acalymma vittatum Acanthocinus aedilis Acanthocoris scabrator Aceratagallia californica Aceratagallia longula Aceria guerreronis Aceria tosichella Acizzia acaciaebaileyanae Acizzia uncatoides Acleris gloverana Acleris variana Acraea acerata Acrolepiopsis assectella Acrolepiopsis vesperella Acrosternum hilare Acutaspis albopicta Acutaspis perseae Acutaspis umbonifera Acyrthosiphon lactucae Adelges piceae Adoretus versutus Adrama determinata（チャトゲアシミバエ） Aegopsis bolboceridus [SYN: Aegopsis bolbocerida]（ハビロミツノヒナカブト） Agriotes lineatus Aleurocanthus citriperdus Aleurocanthus woglumi（ミカンクロトゲコナジラミ） Aleuroclava gordoniae Aleuroclava guyavae Aleuroclava neolitsea Aleurodicus cocois Aleurodicus destructor Aleurodicus dispersus Aleuroplatus pectiniferus Aleurotrachelus dryandrae Aleurotuba jelinekii Aleyrodes proletella Amblypelta cocophaga Amblypelta lutescens Amblypelta nitida Amorbia emigratella Amphicerus cornutus Amphorophora agathonica Amsacta moorei Anaphothrips varii Anarsia lineatella（モモキバガ） Anastrepha fraterculus（ミナミアメリカミバエ）</p>

Anastrepha grandis
Anastrepha ludens (メキシコミバエ)
Anastrepha obliqua (ニシインドミバエ)
Anastrepha serpentina (ウスグロミバエ)
Anastrepha suspensa (カリブミバエ)
Anstenoptilia marmarodactyla
Anthonomus eugenii (トウガラシゾウムシ)
Anthonomus signatus
Anticarsia gemmatalis
Aonidomytilus albus
Aphis intybi
Aphis newtoni
Aphis pomi (ヨーロッパリンゴアブラムシ)
Aphis ruborum
Aphis serpylli
Apterothrips apteris
Archips argyrospilus (リンゴシロモンハマキ)
Archips fraterna
Archips machlopiis
Archips micaceana
Archips podana
Archips rosana
Argyrotaenia citrana (ミカンコハマキ)
Argyrotaenia velutinana (アカオビコハマキ)
Arhopalus ferus
Aristotelia palamota
Arixyleborus canaliculatus
Arixyleborus granifer
Arixyleborus granulifer
Arixyleborus hirsutulus
Arixyleborus imitator
Arixyleborus mediosectus
Arixyleborus rugosipes
Arorathrips spiniceps
Artona catoxantha
Asiacornococcus kaki
Asiraca clavicornis
Aspidiella hartii
Aspidiotus coryphae
Aulacaspis tegalensis
Aulacophora foveicollis
Aulocara elliotti
Australothrips bicolor
Autographa californica
Bactericera cockerelli
Bactericera nigricornis
Bactericera trigonica
Bactrocera albistrigata
Bactrocera correcta (セグロモミバエ)
Bactrocera cucurbitae (ウリミバエ)
Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群)
Bactrocera frauenfeldi (フタスジマンゴウミバエ)
Bactrocera latifrons (ナスミバエ)
Bactrocera luzonae
Bactrocera mcgregori
Bactrocera neohumeralis (パーキンスミバエ)
Bactrocera nigrotibialis
Bactrocera ochrosiae
Bactrocera oleae (オリーブミバエ)
Bactrocera passiflorae (フィジーミバエ)
Bactrocera tau (セグロウリミバエ)

Bactrocera tryoni (クインスランドミバエ)
Bactrocera ubiquita
Bactrocera umbrosa
Bactrocera xanthodes
Bactrocera zonata (モモミバエ)
Bagrada hilaris
Baileyothrips arizonensis
Bathycocelia thalassina
Biston suppressaria
Blissus leucopterus (アメリカコバネナガカメムシ)
Boisea trivittata
Brachycaudus schwartzi
Brachycorynella asparagi
Brevipalpus chilensis
Brevipalpus essigi
Bruchophagus roddi
Bruchus lentis
Cacoecimorpha pronubana
Cacyreus marshalli
Caliothrips fasciatus
Caliothrips indicus
Caliothrips phaseoli
Callosobruchus analis (アカイロマメゾウムシ)
Callosobruchus rhodesianus (ローデシアマメゾウムシ)
Capitophorus horni
Capua intractana
Carpomya pardalina (バルチスタンウリミバエ)
Carpophilus obsoletus (コゲチャデオクスイ)
Caryedon serratus (モモボトジマメゾウムシ)
Gaulophilus oryzae (コクゾウモドキ)
Gerataphis brasiliensis
Gerataphis orchidearum
Geratitidis capitata (チチュウカイミバエ)
Geratitidis cosyra
Geratitidis malgassa (マダガスカルミバエ)
Geratitidis punctata
Geratitidis rosa (ナタールミバエ)
Geratithripoides brunneus
Ceroplastes destructor
Ceroplastes rusci
Ceratomya trifurcata
Chaetanaphothrips signipennis
Chaetocnema pulicaria
Cheirolasia burkei (ケアシツノカナブン)
Chilo auricilius
Chiloloba acuta (ツヤケブカハナムグリ)
Chionaspis pinifoliae
Chloridolum alcmene
Chloridolum thomsoni
Chlorocala africana (キヌホソカナブン)
Chlorochroa ligata
Choristoneura conflictana
Choristoneura evanidana
Choristoneura pinuspinus
Choristoneura rosaceana (ハスオビハマキ)
Chromatomyia syngenesiae
Chrysobothris femorata (リンゴムツボシタマムシ)
Chrysodeixis chalcites
Chrysodeixis includens
Cinara confinis
Cinara occidentalis

Circulifer tenellus (テンサイヨコバイ)
Clavigralla elongata
Clavigralla tomentosicollis
Clepsis peritana
Clepsis spectrana
Cnephasia jactatana
Cocotrypes subcribrosus
Cochlochila bullita
Cohicaleyrodes caerulescens
Conotrachelus nenuphar (スモモゾウムシ)
Copitarsia turbata
Cordylomera torrida
Corizus hyoscyami
Costelytra zealandica
Craspedothrips minor
Crenidorsum aroidephagus
Cricula trifenestrata
Crioceris asparagi
Crioceris duodecimpunctata
Crossotarsus squamulatus
Cryphalus latus
Cryptococcus fagisuga
Cryptolestes capensis
Cryptoxyleborus subnaevus
Crypturgus cinereus
Ctenarytaina eucalypti
Ctenopseustis obliquana
Cyclorhipidion agnatum
Cyclorhipidion sexspatum
Cyclorhipidion subagnatum
Cydia pomonella (コドリング)
Cylas formicarius (アリモドキゾウムシ)
Dacus ciliatus (ヒメウリミバエ)
Darna diducta
Darna trima
Dasineura mali
Delia radicum (キャベツハナバエ)
Delottococcus confusus
Deltocephalus fuscinervosus
Dendroctonus adjunctus
Dendroctonus brevicomis (アメリカマツノコクイムシ)
Dendroctonus frontalis
Dendroctonus ponderosae (アメリカマツノクイムシ)
Dendroctonus pseudotsugae
Dendroctonus rufipennis
Dendroctonus valens
Dendrolimus tabulaeformis
Desmiphora hirticollis
Desmothrips tenuicornis
Diablocatantops axillaris
Diabrotica balteata
Diabrotica undecimpunctata (ジュウイチホシウリハムシ)
Dialeges pauper
Dialeuropora decempuncta
Diaphania hyalinata
Diaphania nitidalis (アメリカウリノメイガ)
Diaphorina citri (ミカンキジラミ)
Diaprepes abbreviatus
Diaprepes famelicus
Diaprepes splengleri
Diapus minutissimus

Diapus pusillimus
Diapus quinquespinatus
Diaspidiotus ancyclus
Dichromothrips corbetti
Dichroplus elongatus
Dictyotus caenosus
Diloboderus abderus (アブデルスツノカブトムシ)
Dinoplatypus agnatus
Dinoplatypus biuncus
Dinoplatypus cavus
Dinoplatypus chevrolati
Dinoplatypus cupulatus
Dinoplatypus cupulatus
Dinoplatypus forficula
Dinoplatypus luniger
Dinoplatypus pallidus
Dinoplatypus pseudocupulatus
Dinoplatypus uncatus
Ditula angustiorana
Doclostaurus maroccanus
Dolurgus pumilus
Dryocoetes affaber
Dumbletoniella eucalypti
Duponchelia fovealis
Dysaphis apiifolia
Dysaphis cynarae
Dysmicoccus finitimus
Dysmicoccus grassii
Dysmicoccus lepelleyi
Dysmicoccus mackenziei
Dysmicoccus neobrevipes
Dysmicoccus texensis
Eccoptyterus gracilipes
Edessa mediatubunda
Elasmopalpus lignosellus (モロコシマダラメイガ)
Elatobium abietinum
Elophila responsalis
Empoasca decipiens
Empoasca fabae (ジャガイモヒメヨコバイ)
Encyclops caerulea
Endrosis sarcitrella
Epichoristodes acerbella
Epidiaspis leperii
Epilachna borealis (ウリテントウ)
Epiphyas postvittana (リンゴウスチャイロハマキ)
Ericaphis scammelli
Eriophyes sheldoni
Estigmene acrea (キシタゴマダラヒトリ)
Eulachnus rileyi
Eulecanium tiliae
Eupithecia miserulata
Euplatypus compositus
Euplatypus hintzi
Euplatypus parallelus
Euproctis chrysorrhoea
Eurydema ornata
Eurygaster integriceps (ムギチャイロカメムシ)
Euryphagus lundii
Euscelidius variegatus
Euscepes postfasciatus (イモゾウムシ)
Euschistus conspersus

Euwallacea destruens
Euxesta stigmatias
Ferrisia malvastra
Formicococcus njalensis
Frankliniella australis
Frankliniella brunnea
Frankliniella citripes
Frankliniella fallaciosa
Frankliniella gossypiana
Frankliniella insularis
Frankliniella panamensis
Frankliniella schultzei
Frankliniella tritici
Frankliniella williamsi
Furcaspis oceanica
Gatesclarkeana domestica
Genyocerus abdominalis
Genyocerus borneensis
Genyocerus pendleburyi
Genyocerus spinatus
Gnathotrichus retusus
Gnathotrichus sulcatus
Golofa eacus (エアクスタテツノカブト)
Gonioctena fornicata
Gonipterus gibberus
Gonipterus scutellatus
Graphania ustistriga
Grapholita funebrana (スモモヒメハマキ)
Grapholita prunivora (アメリカリンゴゴシンクイ)
Graphosoma lineatum
Gymnoscelis rufifasciata
Grylotalpa grylotalpa
Halotydeus destructor
Haplothrips anceps
Haplothrips clarisetis
Haplothrips froggatti
Haplothrips nigricornis
Haplothrips robustus
Haplothrips varius
Hedya nubiferana
Helicoverpa punctigera
Helicoverpa zea (アメリカタバコガ)
Heliothis virescens (ニセアメリカタバコガ)
Hemiberlesia musae
Hemiberlesia ocellata
Hendecasis duplifascialis
Henosepilachna elaterii
Hercinothrips bicinctus
Heterobostrychus aequalis
Heteronychus arator
Hieroglyphus banian
Hofmannophila pseudospretella
Holotrichia disparilis
Holotrichia serrata
Hordeolicoccus nephelii
Hyadaphis coriandri
Hyadaphis foeniculi
Hylesinus aculeatus
Hylesinus varius
Hylurgops rugipennis
Hypolycaena erylus

Hypothenemus hampei
Insignorthezia insignis
Ips calligraphus
Ips concinnus
Ips grandicollis
Ips latidens
Ips montanus
Ips perturbatus
Ips pini
Ips sexdentatus
Ips tridens
Isotenes miserana
Keiferia lycopersicella
Lambdina fiscellaria
Lepidosaphes chinensis
Lepidosaphes eurychlidonis
Leptinotarsa decemlineata (コロラドハムシ)
Leptoglossus clypealis
Leptoxyleborus punctatissimus
Leucopholis irrorata
Leucopholis lepidophora
Lilioceris lili
Limothrips angulicornis
Limothrips cerealium
Limothrips denticornis
Lindingaspis rossi
Liriomyza betae
Liriomyza langei
Liriomyza nietzkei
Listronotus oregonensis (ニンジンゾウムシ)
Lygus bradleyi
Lygus elisus
Lygus hesperus
Lygus lineolaris (サビイロカスミカメ)
Lygus shulli
Lymantria obfuscata
Macroleptera nararia
Macrosiphum hellebori
Macrosiphum rosae
Malacosoma americanum (アメリカオビカレハ)
Malacosoma disstria
Malacosoma parallela
Mamestra configurata
Manduca quinquemaculata
Manduca sexta
Marasmia patnalis
Mayetiola destructor (ヘシアンバエ)
Megalurothrips sjostedti
Megastigmus transvaalensis
Megymenum brevicorne
Melanagromyza hibisci
Melanaspis glomerata
Melanoplus bivittatus
Melanoplus sanguinipes
Melanotus communis
Melanthrips fuscus
Melolontha melolontha
Merophyas divulsana
Mesoplatys cincta
Metcalfa pruinosa
Metopolophium festucae

Meyriccia latro
Microtheca ochroloma
Mitrastethus baridioides
Mocis latipes
Monacrostichus citricola (シトロンミバエ)
Monarthrum fasciatum
Monarthrum mali
Monochamus scutellatus
Mononychellus tanajoa
Murgantia histrionica
Mythimna unipuncta (アメリカキヨトウ)
Myzus cymbalariae
Nacoleia octasema
Napomyza cichorii
Naupactus leucoloma (シロヘリクチブトゾウムシ)
Naupactus xanthographus
Neides muticus
Neoceratitis cyanescens
Nipaecoccus nipae
Noctua pronuba
Nomadacris septemfasciata
Nysius huttoni
Nysius raphanus
Octaspidiotus australiensis
Oebalus insularis
Oedaleus senegalensis
Oligonychus peruvianus
Omphisa anastomosalis (サツマイモノメイガ)
Oncastichus goughi
Opogona aurisquamosa
Opogona omoscopa
Orchamoplatus mammaeferus
Organothrips indicus
Orgyia antiqua
Orgyia leucostigma
Orgyia pseudotsugata
Orphanostigma abruptalis
Orseolia oryzae (イネノシントメタマバエ)
Orthosia cerasi
Orthotomicus caelatus
Orthotomicus erosus
Oryctes agamemnon
Oryctes boas
Oryctes monoceros
Ostrinia nubilalis
Otiorhynchus armadillo
Otiorhynchus meridionalis
Otiorhynchus ovatus (イチゴクチブトゾウムシ)
Otiorhynchus rugosostriatus
Otiorhynchus salicicola
Otiorhynchus singularis
Oulema melanopus (クビアカクビホソハムシ)
Oxoplatypus quadridentatus
Oxycarenum hyalinipennis
Oxycarenum luctuosus
Pachnoda butana [SYN : Pachnodella butana]
Pachnoda interrupta
Pagiocerus frontalis
Panchaetothrips indicus
Pandemis cerasana
Papuana uninodis

Papuana woodlarkiana
Paracoccus interceptus
Paracoccus marginatus
Parapiesma quadratum (テンサイチビカメムシ)
Paraponyx polydectalis
Paraputo theaecola
Parlatoria citri
Parlatoria oleae (オリーブクロホシカイガラムシ)
Parlatoria pittospori
Pentamerismus erythreus
Phalaenoides glyciniae
Phenacoccus gregosus
Phenacoccus hakeae
Phenacoccus manihoti
Phenacoccus solenopsis
Phenacoccus stelli
Phloeosinus cupressi
Phloeosinus punctatus
Phloeosinus sequoiae
Phloeotribus liminaris
Phloeotribus scarabaeoides
Phlogophora meticulosa
Phlyctinus callosus
Phrissogonus laticostata
Phyllophaga smithi
Phyllotreta chotanica
Piezodorus guildinii
Piezodorus lituratus
Pinnaspis musae
Placosternus difficilis
Planococcus ficus
Planococcus kenya
Planococcus mali
Planococcus minor
Platynota stultana
Platyptilia carduidactyla
Platypus apicalis
Platypus curtus
Platypus cylindrus
Platypus excedens
Platypus geminatus
Platypus jansonii
Platypus koryoensis
Platypus porcellus
Platypus pseudocurtus
Platypus shoreanus
Platypus subdepressus
Platypus westwoodi
Plicothrips apicalis
Podischnus agenor
Poecilocoris latus
Polychrosis viteana (ブドウヒメハマキ)
Polygraphus occidentalis
Polygraphus rufipennis
Prionus californicus (カリフォルニアノコギリカミキリ)
Proeulia auraria
Proeulia chrysopteris
Prostephanus truncatus
Protactia aeruginosa (オウシュウツヤハナムグリ)
Protactia aurichalcea (シロモンツヤハナムグリ)
Protactia auripes (キンイロツヤハナムグリ)

Protaetia bipunctata (ビブンクタータシロテンハナムグリ)
Protaetia celebica (セレベスツヤハナムグリ)
Protaetia cretica (クレタツヤケシハナムグリ)
Protaetia cuprea (クブレアツヤハナムグリ)
Protaetia himalayana (ヒマラヤツヤハナムグリ)
Protaetia milani (マレーオオハナムグリ)
Protaetia nox (ノックスキモンハナムグリ)
Protaetia speciosa (スペキオーサツヤハナムグリ)
Pseudanaphothrips achaetus
Pseudaulacaspis brimblecombei
Pseudaulacaspis eugeniae
Pseudaulacaspis papayae
Pseudococcus aurantiacus
Pseudococcus baliteus
Pseudococcus calceolariae (ガハニコナカイガラムシ)
Pseudococcus elisae
Pseudococcus epidendrus
Pseudococcus jackbeardsleyi
Pseudococcus maritimus
Pseudococcus saccharicola
Pseudococcus solenedyos
Pseudococcus viburni
Pseudohylesinus granulatus
Pseudohylesinus nebulosus
Pseudotheraptus wayi
Psila rosae (ニンジンサビバエ)
Pterochloroides persicae
Ptinus tectus
Pyrrharctia isabella
Rastrococcus iceryoides
Rastrococcus invadens
Retithrips syriacus
Rhachisphora alishanensis
Rhagoletis cerasi (ヨーロッパオウトウミバエ)
Rhagoletis cingulata (シロオビオウトウミバエ)
Rhagoletis completa (クルミミバエ)
Rhagoletis fausta (クロオウトウミバエ)
Rhagoletis indifferens (セイブオウトウミバエ)
Rhagoletis pomonella (リンゴミバエ)
Rhipiphorothrips cruentatus
Rhopalosiphoninus staphyleae
Rhopalus tigrinus
Riptortus dentipes
Rivula atimeta
Saissetia vivipara
Saperda candida (リンゴシロスジカミキリ)
Saturnia pavonia
Saturnia pyri
Scapanes australis [SYN: Oryctes australis] (パプアミツノカブト)
Schistocerca gregaria
Schizotetranychus malayanus
Sciopithes obscurus
Scirtothrips aurantii
Scirtothrips citri
Scirtothrips inermis
Scolytopa australis
Scolytus multistriatus (セスジクイムシ)
Scolytus rugulosus (リンゴカワノクイムシ)
Scolytus scolytus (ヨーロッパニレノクイムシ)
Scolytus ventralis
Scotinophara coarctata

Scyphophorus acupunctatus
Selenaspidus articulatus
Selenomphalus euryae
Semanotus ligneus
Semanotus litigiosus
Sinicaepermenia sauropophaga
Sinoxylon anale
Sinoxylon conigerum
Sipha flava
Sipha maydis
Siphanta acuta
Sitobion fragariae
Sitobion luteum
Sitona discoideus
Sitona humeralis
Sitophilus granarius
Sitophilus linearis
Spilococcus mamillariae
Spissistilus festinus
Spodoptera albula
Spodoptera eridania
Spodoptera frugiperda (ツマジロクサヨトウ)
Spodoptera latifascia
Spodoptera littoralis
Spodoptera ochrea
Spodoptera ornithogalli
Spodoptera praefica
Stenoma catenifer
Stenozygum coloratum
Strategus aloeus (アロエウスミツノカブトムシ)
Strategus anachoreta
Strategus barbigerus
Strategus jugurtha
Strategus simson
Strategus validus
Striglina scitaria
Strymon melinus
Systole coriandri
Tagosodes orizicolus
Taphrorychus bicolor
Tenothrips discolor
Tenuipalpus caudatus
Tenuipalpus rhagicus
Tetranychus desertorum
Tetranychus lambi
Tetranychus malaysiensis
Tetranychus marianae
Tetranychus mexicanus
Tetranychus pacificus
Tetranychus turkestanii
Tetrapriocera longicornis
Thaumatopoea pityocampa
Thrips angusticeps
Thrips atratus
Thrips australis
Thrips florum
Thrips fuscipennis
Thrips imaginis
Thrips madronii
Thrips major
Thrips meridionalis

Thrips nelsoni
Thrips obscuratus
Thrips parvispinus
Thrips safrus
Thrips sumatrensis
Thrips vulgatissimus
Thyridopteryx ephemeraeformis
Tirathaba rufivena
Tortrix viridana
Trialeurodes ricini
Trioza apicalis
Trioza erytreae
Trioza vitreoradiata
Trogoderma granarium (ヒメアカカツオブシムシ)
Trogoxylon spinifrons
Trypsetus incarnatus
Trypodendron rufitarsis
Tuta absoluta
Unaspis citri (ニセヤノネカイガラムシ)
Urentius hystricellus
Uroleucon cichorii
Vinsonia stellifera
Vryburgia amaryllidis
Webbia pabo
Xyleborinus exiguus
Xyleborinus gracilis
Xyleborus abscissus
Xyleborus amplexicauda
Xyleborus bidentatus
Xyleborus cognatus
Xyleborus costatomorphus
Xyleborus dispar
Xyleborus emarginatus
Xyleborus fallax
Xyleborus fastigatus
Xyleborus ferrugineus
Xyleborus latecornis
Xyleborus macropterus
Xyleborus monographus
Xyleborus pseudopilifer
Xyleborus pumilus
Xylechinus montanus
Xylocis tortilicornis
Xyloperthella crinitarsis
Xyloperthella picea
Xylosandrus morigerus
Xyloterinus politus
Xylothrips religiosus
Xylotrupes gideon (ヒメカブト)
Xylotrupes pubescens (ケブカヒメカブト)
Zabrotes subfasciatus (ブラジルマメゾウムシ)
Zabrus tenebrioides
Zonocerus elegans
Zonocerus variegatus
Zonosemata electa (トウガラシミバエ)

(二) 線虫	<p> <i>Anguina funesta</i> <i>Aphelenchoides arachidis</i> <i>Ditylenchus africanus</i> <i>Ditylenchus angustus</i> (イネクキセンチュウ) <i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ) <i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ) <i>Heterodera carotae</i> <i>Heterodera goettingiana</i> (エンドウシストセンチュウ) <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ) <i>Heterodera zae</i> (トウモロコシシストセンチュウ) <i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) <i>Meloidogyne enterolobii</i> <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ) <i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ) <i>Radopholus citrophilus</i> (カンキツネモグリセンチュウ) <i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ) <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ) </p>
(三) その他無脊椎動物	<p> <i>Achatina fulica</i> (アフリカマイマイ) <i>Acusta ravid</i> <i>Arion ater</i> <i>Arion hortensis</i> <i>Candidula intersecta</i> <i>Cepaea nemoralis</i> <i>Cernuella virgata</i> <i>Cochlicella acuta</i> <i>Cochlicella barbara</i> <i>Deroceras reticulatum</i> <i>Helix aperta</i> <i>Helix aspersa</i> <i>Mariaella dussumieri</i> <i>Succinea erythrophana</i> <i>Succinea putris</i> <i>Theba pisana</i> </p>
<p>二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害動物</p>	
<p>第二 有害植物</p>	
<p>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物</p>	

(一) 真菌及び粘菌	<p> <i>Alternaria dianthicola</i> <i>Alternaria triticina</i> <i>Apiosporina morbosa</i> <i>Balansia oryzae-sativae</i> (イネミイラ穂病菌) <i>Botryosphaeria festucae</i> <i>Geratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌) <i>Gercospora demetrioniana</i> <i>Gercospora smilacis</i> <i>Claviceps gigantea</i> <i>Cochliobolus victoriae</i> <i>Coleosporium ipomoeae</i> <i>Deuterophoma tracheiphila</i> <i>Didymella rabiei</i> <i>Drechslera iridis</i> <i>Elsinoe australis</i> <i>Elsinoe phaseoli</i> <i>Eutypa lata</i> <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>betae</i> <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちよう病菌) <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>tuberosi</i> <i>Gloeotinia temulenta</i> <i>Guignardia citricarpa</i> <i>Gymnosporangium clavipes</i> <i>Gymnosporangium juniperi-virginianae</i> <i>Hypoxyton mammatum</i> (ボブラ類ヒポキシロン胴枯病菌) <i>Hypoxyton mediterraneum</i> <i>Monilinia vaccinii-corymbosi</i> <i>Ophiostoma novo-ulmi</i> (ニレ類立枯病菌) <i>Ophiostoma ulmi</i> (ニレ類立枯病菌) <i>Peniophora sacrata</i> <i>Peronosclerospora maydis</i> (トウモロコシベと病菌) <i>Peronosclerospora philippinensis</i> <i>Peronosclerospora sacchari</i> (サトウキビベと病菌) <i>Peronosclerospora sorghi</i> (モロコシしが病菌) <i>Peronospora tabacina</i> (タバコベと病菌) <i>Phymatotrichopsis omnivora</i> <i>Phytophthora kernoviae</i> <i>Phytophthora phaseoli</i> <i>Phytophthora ramorum</i> <i>Puccinia aristidae</i> (ホウレンソウさび病菌) <i>Puccinia pittieriana</i> <i>Pucciniastrum americanum</i> (キイチゴ類さび病菌) <i>Rosellinia bunodes</i> (コーヒーノキ紋羽病菌) <i>Rosellinia pepo</i> <i>Seiridium cardinale</i> <i>Septoria citri</i> <i>Sirococcus conigenus</i> <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌) <i>Stenocarpella macrospora</i> <i>Stenocarpella maydis</i> <i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゆ病菌) <i>Synchytrium psophocarpi</i> (シカクマメ赤渋病菌) <i>Tilletia indica</i> <i>Uromyces betae</i> (テンサイさび病菌) </p>
------------	---

(二) 細菌	<p> <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) Apple rubbery wood phytoplasma Aster yellows phytoplasma group Candidatus <i>Liberibacter africanus</i> (カンキツグリーニング病菌アフリカ型) Candidatus <i>Liberibacter americanus</i> (カンキツグリーニング病菌アメリカ型) Candidatus <i>Liberibacter asiaticus</i> (カンキツグリーニング病菌アジア型) Candidatus <i>Liberibacter solanacearum</i> Candidatus <i>Phytoplasma aurantifolia</i> (Lime witches' -broom phytoplasma) Candidatus <i>Phytoplasma australiense</i> Candidatus <i>Phytoplasma mali</i> Candidatus <i>Phytoplasma prunorum</i> (Apricot chlorotic leafroll) Candidatus <i>Phytoplasma pyri</i> <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌) Cranberry false blossom phytoplasma <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>betae</i> <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌) <i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌) <i>Erwinia tracheiphila</i> (ウリ類青枯病菌) Grapevine flavescence doree phytoplasma Grapevine yellows phytoplasma <i>Pantoea stewartii</i> [SYN: <i>Erwinia stewartii</i>] (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌) Peach rosette phytoplasma Peach X-disease phytoplasma Peach yellows phytoplasma Potato purple top wilt phytoplasma Potato stolbur phytoplasma <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar 3 <i>Rubus stunt</i> phytoplasma <i>Spiroplasma citri</i> Strawberry lethal decline phytoplasma Sugarcane grassy shoot and white leaf phytoplasmas Sugarcane yellows phytoplasma <i>Vaccinium witches' -broom</i> phytoplasma <i>Xanthomonas arboricola</i> pv. <i>juglandis</i> [SYN: <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>juglandis</i>] (クルミ褐色腐敗病菌) <i>Xanthomonas arboricola</i> pv. <i>populi</i> [SYN: <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>populi</i>] <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>vasculorum</i> (サトウキビゴム病菌) <i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzicola</i> (イネ条斑細菌病菌) <i>Xylella fastidiosa</i> </p>
(三) ウイルス (ウイロイドを含む。)	<p> Allium virus X American plum line pattern virus Andean potato latent virus Andean potato mottle virus Apricot deformation mosaic virus Arracacha virus B Artichoke Italian latent virus Banana bract mosaic virus Banana streak GF virus Banana streak Mysore virus Banana streak OL virus Banana streak virus Beet curly top virus Black raspberry necrosis virus Blackberry yellow vein-associated virus Blackcurrant reversion virus Blueberry leaf mottle virus Blueberry mosaic virus Blueberry scorch virus Blueberry shock virus Blueberry shoestring virus Broad bean stain virus (ソラマメステインウイルス) </p>

Broad bean true mosaic virus (ソラマメトウルーモザイクウイルス)
Carnation Italian ringspot virus
Carnation ringspot virus
Cherry hungarian rasp leaf virus
Cherry line pattern and leaf curl virus
Cherry mottle leaf virus
Cherry rasp leaf virus
Chestnut line pattern virus
Citrus leprosis virus C
Citrus psorosis virus
Citrus sudden death-associated virus
Citrus variegation virus
Citrus yellow mosaic virus
Fiji disease virus
Fragaria chiloensis latent virus
Gooseberry vein banding associated virus
Grapevine Bulgarian latent virus
Grapevine chrome mosaic virus
Grapevine leafroll-associated virus 4
Grapevine leafroll-associated virus 5
Grapevine leafroll-associated virus 6
Grapevine leafroll-associated virus 7
Grapevine leafroll-associated virus 8
Grapevine line pattern virus
Grapevine Tunisian ringspot virus
Grapevine yellow vein virus
Indian citrus ringspot virus
Iris fulva mosaic virus
Maize stripe virus
Myrobalan latent ringspot virus
Narcissus tip necrosis virus
Onion mite-borne latent virus
Passion fruit ringspot virus
Passion fruit woodiness virus
Passion fruit yellow mosaic virus
Peach mosaic virus
Peach rosette mosaic virus
Peach yellow bud mosaic virus
Peanut clump virus
Pelargonium leaf curl virus
Pepino mosaic virus
Pineapple mealybug wilt-associated virus 1
Pineapple mealybug wilt-associated virus 2
Pineapple mealybug wilt-associated virus 3
Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス)
Potato black ringspot virus
Potato deforming mosaic virus
Potato latent virus
Potato rough dwarf virus
Potato virus T
Potato virus U
Potato virus V
Potato yellow dwarf virus
Potato yellow mosaic virus
Potato yellow vein virus
Potato yellowing virus
Ranunculus white mottle virus
Raspberry bushy dwarf virus
Raspberry leaf curl virus
Raspberry leaf spot virus
Raspberry ringspot virus

Raspberry vein chlorosis virus
 Rubus Chinese seed-borne virus
 Rubus yellow net virus
 Solanum apical leaf curl virus
 Sowbane mosaic virus
 Strawberry chlorotic fleck associated virus
 Strawberry latent ringspot virus
 Strawberry leafroll virus
 Strawberry necrotic shock virus
 Strawberry pallidosis-associated virus
 Sugarcane mild mosaic virus
 Sugarcane streak Egypt virus
 Sugarcane streak virus
 Sugarcane striate mosaic-associated virus
 Sugarcane yellow leaf virus
 Sweet potato caulimo-like virus
 Sweet potato chlorotic stunt virus
 Sweet potato feathery mottle virus
 Sweet potato leaf curl Georgia virus
 Sweet potato leaf speckling virus
 Sweet potato mild mottle virus
 Sweet potato mild speckling virus
 Sweet potato vein mosaic virus
 Sweet potato virus 2
 Sweet potato yellow dwarf virus
 Thimbleberry ringspot virus
 Tomato yellow mosaic virus
 Tulip halo necrosis virus
 Vallota mosaic virus
 Columnea latent viroid
 Mexican papita viroid
 Pepper chat fruit viroid
 Potato spindle tuber viroid (ジャガイモやせいもウイロイド)
 Tomato apical stunt viroid
 Tomato chlorotic dwarf viroid
 Tomato planta macho viroid

(四) その他植物病の病原体

次の植物病の病原体

Amasya cherry disease
 Apple (Stayman) blotch
 Apple (Virginia Crab) decline
 Apple brown ringspot
 Apple bumpy fruit of Ben Davis
 Apple dead spur
 Apple freckle scurf
 Apple green mottle
 Apple horseshoe wound
 Apple junction necrotic pitting
 Apple leaf pucker
 Apple McIntosh depression
 Apple Newtown wrinkle
 Apple pustule canker
 Apple ringspot
 Apple star crack
 Apricot chlorotic leaf mottle
 Apricot moorpark mottle
 Apricot pucker leaf
 Apricot ring pox
 Apricot stone pitting
 Australian citrus dieback
 Blackberry Calico
 Blackcurrant yellows
 Cherry black canker
 Cherry rough fruit
 Cherry rusty mottle disease
 Citrus bud union crease
 Citrus chlorotic dwarf
 Citrus cristacortis
 Citrus gum pocket
 Citrus gummy bark
 Citrus impietratura
 Elm zonate canker
 Grapevine asteroid mosaic
 Grapevine vein necrosis
 Krikon stem necrosis
 Peach purple mosaic
 Peach seedling chlorosis
 Peach stubby twig
 Peach wart
 Prune diamond canker

二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害植物

別表一の二（第五条の四関係）

地域	植 物	検疫有害動植物

<p>一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、バミューダ諸島、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島</p>	<p>アボカド、カシューナッツ、カヤ・イボレンシス、くだものとけい、げつけいじゆ、ココヤシ、ごれんし、ざくろ、サボジラ、しょうが、パパイヤ、ばんじろう、ブクス・センペルウィレンス、まるめろ、マンゴウ、れいし、くわ属植物、ケストルム属植物、げつきつ属植物、コーヒーノキ属植物、なし属植物、はこやなぎ属植物、パショウ属植物、ばら属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、プルメリア属植物、みかん属植物及びユーゲニア属植物の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>A l e u r o c a n t h u s w o g l u m i (ミ カン クロ トゲ コナ ジラ ミ)</p>
<p>二 インド、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コンボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エチオピア、カナリア諸島、ケニア、スーダン、セネガル、チュニジア、ニジェール、南スーダン、モロッコ、リビア、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ポリビア</p>	<p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びびなす属植物の生茎葉並びにトマトの生果実</p>	<p>T u t a b s o l u t a (ト マト キバ ガ)</p>
<p>三 トルコ、オランダ、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、メキシコ</p>	<p>エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしよ、ポテンティラ・フルティコサ、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>M e l o i d o g y n e c h i t w o d i (コ ロン ビア ネコ ブセ ンチ ユウ)</p>

<p>四 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>	<p>しよくようだいおう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>Heterodera asc h a c h i t i i (テンサイ シ ス ト セ ン チ ユウ)</p>
<p>五 オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>アスパラガス、いろはもみじ、おらんだいちご、きくごぼう、きんぐさり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしよ、ゆきげゆり、ようしゆとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>Meloidog y n e f a l l a x (ニセコ ロン ビア ネコ ブ セ ン チ ユウ)</p>
<p>六 インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p>	<p>オープンティア・トルティスピナ、オープンティア・フラギリス、きゆうり、すべりひゆ、とうがらし、トマト、ばらもんじん、ばれいしよ、ペポかぼちや、マミラリア・ビビパラ及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>Nacob b u s a b e r a n s (ニセ ネ コ ブ セ ン チ ユウ)</p>

<p>七 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー</p>	<p>アボカド、うこん、おくら、キルトスペルマ・シャミツソーニス、クプレッスス・マクロカルパ、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかな、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい（さやのない種子を除く。）、アンスリューム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしょう属植物、パシヨウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>R a d d o p h o l u s s i m i l i s (バ ナナ ネモ グリ セン チュ ウ)</p>
<p>八 スリランカ、タイ、中華人民共和国、ベトナム、スイス、コートジボワール、セネガル、ブルキナファソ、マラウイ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>アセロラ、アラビアコーヒー、アングロニア・アングスティフォリア、エンテロロビウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリステモン・ウィミナリス、キャッサバ、きゆうり、くずうこん、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けぶかわた、こせんだんぐさ、さつまいも、しょうじようそう、じよおうやし、しろこやまもも、すいか、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、たばこ、だんどぼろぎく、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、とうがらし、トマト、なす、なつめ、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ペポかぼちや、みばしよ及びユーフォルビア・プニケアの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>M e l o i d o g y n e e n t e r o l o b i i</p>
<p>九 インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア</p>	<p>おふくかずら、おらんだいちご、オリーブ、せいよういとすぎ、せんにちこう、つた、とうぐわ、トマト、ひめいらくさ、ペチュニア、まるばたばこ、あかざ属植物、いちじく属植物、さくら属植物、とねりばはぜのき属植物、なす属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、まつ属植物及びみかん属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>X i p h i n e m a i n d e x (ブ ドウ オオ ハリ セン チュ ウ)</p>

<p>十 インド、台湾、中華人民共和国、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、スロバキア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>	<p>えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>F u s a r i u m o x y s p o r u m f . s p . p i s i (インドウ菱ちよう病菌)</p>
<p>十一 アイルランド、英国、ニュージーランド</p>	<p>あめりかいわなんてん、ウァッキニウム・ミルティルス、せいようきづた、せいようとのきのき、せいようばくちのきのき、せいようひいらぎ、せこいあおすぎ、チェリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、ヨーロッパぐり、ロマティア・ミリコイデス、あせび属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ドリミス属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>P h y t o p h t h o r a k e r n o v i a e</p>
<p>十二 アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>とさみずき、ノトリトカルプス・デンシフロルス、ヒドランゲア・シーマニアイ、アジアンタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、きようちくとう属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリーニア属植物、クレマチス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなろうばい属植物、ケアノツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、ショワジア属植物、しらたまのき属植物、シンフォリカルポス属植物、すいかずら属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つつじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つまとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし属植物、ときわまんさく属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とねりばはぜのき属植物、とべら属植物、ドリミス属植物、なんきよくぶな属植物、にしきぎ属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、はこやなぎ属植物、はしどい属植物、はしばみ属植物、はなずおう属植物、ばら属植物、パラクメリア属植物、パロツティア属植物、はんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属植物、ひめつばき属植物、フィソカルプス属植物、フクシア属植物、ぶな属植物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、まてばしい属植物、まんさく属植物、みずき属植物、めぎ属植物、もくせい属植物、もくれん属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>P h y t o p h t h o r a r a m o r u m</p>

<p>十三 アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</p>	<p>さくら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>A p i o s p o r i n a m o r b o s a</p>
<p>十四 アメリカ合衆国</p>	<p>くり属植物及びこなら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>C e r a t o c y s t i s f a g a c e a r u m (ナラ類しおれ病菌)</p>
<p>十五 イエメン、イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、アルバニア、アルメニア、イタリア、キプロス、ギリシャ、ジョージア、フランス、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、リビア</p>	<p>シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、エレモシトラス属植物、からたち属植物、きんかん属植物、セベリニア属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>D e u t e r o p h o m a t r a c h e i p h i l a</p>
<p>十六 インド、パキスタン、イスラエル、トルコ、レバノン、アイルランド、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、セルビア、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>アエスクルス・カリフォルニカ、あかつゆ、アルクトスタフィロス・スタンフォーディアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キッスス・ヒポグラウカ、くさぼけ、グメリナ・ライヒハルディ、こしようぼく、こぼのしなのき、こぶかえで、サリックス・カブレア、サリックス・ラシオレピス、しまとべら、ショワジア・テルナタ、シンフォリカルポス・オルビクラツス、せいようきづた、せいようきようちくとう、せいようしで、せいようとねりこ、せいようにわとこ、せいようはこやなぎ、せいようはしばみ、せいようはるにれ、ソルプス・アリア、テレピンノキ、なし、なつぼだいじゆ、ピスタキア・レンティスクス、ピスタシオノキ、ひろはかえで、びわ、ふさあかしあ、ぺるしやぐるみ、ベルベリス・ダーウィニー、まるめろ、むらさきはしどい、もみじばすずかけのき、ようしゆいぼた、ヨーロッパななかまど、ヨーロッパぶな、ランタナ、レモン、ロニケラ・アルピゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆう属植物、くろうめもどき属植物、ケアノツス属植物、こなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ヒトツバエニシダ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>E u t y p a l a t a</p>

<p>十七 インドネシア、台湾、中華人民共和國、フィリピン、ブータン、香港、ロシア、ウガンダ、ガーナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、ナイジェリア、ナミビア、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、アルゼンチン、キューバ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、パヌアツ</p>	<p>からたち、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>G u n a r d i a c i t r i c a r p a</p>
<p>十八 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、エジプト、カメルーン、スーダン、モロッコ、アメリカ合衆国、ガイアナ、キューバ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、プエルトリコ、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島</p>	<p>あかつゆ、アボカド、しろこやまもも、いちじく属植物、カリッサ属植物、きょうちくとう属植物、なし属植物、にれ属植物、まきばぶらしのき属植物、みかん属植物、もちのき属植物、ユウカリノキ属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>S p h e r o p s i s t u m e f a c i e n s (カ ン キ ツ 類 て ん ぐ 巢 病 菌)</p>

<p>十九 イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、チュニジア、モーリシャス、アメリカ合衆国、カナダ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア</p>	<p>いんげんまめ、ささげ及びびだいの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>C u r t o b a c t e r i u m f l a c c u m f a c i e n s i v. f l a c c u m f a c i e n s (イ ン ゲ ン マ メ 萎 ち よ う 細 菌 病 菌)</p>
<p>二十 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p>	<p>テオシント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>P a n t o e a s t e w a r t i i (ト ウ モ ロ コ シ 萎 ち よ う 細 菌 病 菌)</p>

<p>二十一 アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>C l a v i b a c t e r m i c h i g a n e n s i s s u b s p . n e b r a s k e n s i s (ト ウモ ロコ シ葉 枯細 菌病 菌)</p>
<p>二十二 中華人民共和国、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リビア</p>	<p>そらまめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>B r o a d b e a n s t a i n v i r u s (ソ ラマ メス テイ ンウ イル ス)</p>

<p>二十三 中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ</p>	<p>そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>B r o a d b e a n t r u e m o s a i c v i r u s (ソラマメトウルーモザイクウイルス)</p>
<p>二十四 インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、エジプト、チュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ</p>	<p>せいようまゆみ、ながばくこ、ようしゆいぼた及びさくら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>P l u m p o x v i r u s (ウメ輪紋ウイルス)</p>

別表二（第九条関係）

地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
----	----	------------------

<p>一 イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く。）、ハワイ諸島</p>	<p>アキー、アボカド（付表第六十及び第六十四に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・マイクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、ココロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、パシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実</p>	<p><i>Geratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)</p>
<p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア</p>	<p>かんきつ類（付表第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゆまる、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、ごれんし、ざくろ、サラカやし、サントール、すもも、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジウス、てりはぼく、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、ねじれふさまめのき、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、パラミグニア・アングマニカ、びわ、びんろうじゆ、ぶどう（付表第三十二に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、やまもも、ランブータン、りゆうがん、りんご、れいし（付表第十三及び第十四に掲げるものを除く。）、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、コーヒーノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物（付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p><i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)</p>
<p>三 オーストラリア（タスマニアを除く。）、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア</p>	<p>かんきつ類（付表第七に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド（付表第六十四に掲げるものを除く。）、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オープンティア・フィクス—インディカ、おらんだいちご、オリーブ、カシミア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サントール、しまほおずき、シロサポテ、すもも、せいようかりん、とうがらし、トマト、なし、なつめやし、パパイヤ、ばんじろう、ばんのき、ヒロセレウス・メガランス、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第五十九に掲げるものを除く。）、まるめろ、ムラーヤ・エキゾチカ、もも、りんご、れいし、わんび、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二に掲げるものを除く。）、ももたまな属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p><i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)</p>

<p>四 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフガニスタン、ウガンダ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、スーダン、セーシェル、セネガル、タンザニア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マリ、南スーダン、モーリシャス、レユニオン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア</p>	<p>うり科植物（付表第十八に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、きだちとうがらし、きまめ、ごれんし、ささげ、とうがらし、トマト、なす、パパイヤ、ヒロセレウス属植物及びマンゴウ属植物の生果実</p>	<p>Bactrocera cucurbitae（ウリミバエ）</p>
<p>五 インド、中華人民共和国、パキスタン、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>あんず、さくらんぼ（付表第十九から第二十一まで、第三十八及び第四十四に掲げるものを除く。）、ずもも（付表第三十七に掲げるものを除く。）、なし、まるめろ、もも（付表第二十二及び第二十三に掲げるものを除く。）及びりんご（付表第二十四、第二十五、第三十一及び第三十四に掲げるものを除く。）の生果実並びにくみの生果実及び核子（付表第二十六に掲げるものを除く。）</p>	<p>Cydia pomonella（コドリシガ）</p>
<p>六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p>Cylas formicarius（アリモドクゾウムシ）</p>
<p>七 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部</p>	<p>Euscepes postfasciatus（イモゾウムシ）</p>
<p>八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州（アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。）、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部</p>	<p>Synchytrium endobioticum（ジャガイモがんしゅ病菌）</p>

<p>九 中華人民共和国、イラク、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</p>	<p>あざみ属植物、もうずいか属植物及びびなす科植物の生茎葉</p>	<p><i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロロドハムシ)</p>
<p>十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>あかざ属植物及びびなす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)</p>
<p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)</p>

<p>十二 ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州（オランダ及びキプロスを除く。）、アルジェリア、エジプト、チュニジア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア（タスマニアを除く。）</p>	<p>なす科植物（付表第二十七、第三十、第四十二、第四十七及び第六十二に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実</p>	<p><i>Peronospora tabacina</i>（タバコべと病菌）</p>
<p>十三 アメリカ合衆国、ハワイ諸島</p>	<p>アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしょう、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ピヌス・エリオッティ、ペポかぼちや、メロン、らつかせい（さやのない種子を除く。）、リーキ、れいし、アンスリューム属植物（付表第四十九に掲げるものを除く。）、バショウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部</p>	<p><i>Radopholus citrophilus</i>（カンキツネモグリセンチュウ）</p>
<p>十四 イスラエル、トルコ、欧州（キプロスを除く。）、シリア、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド</p>	<p>おむぎ属植物、こむぎ属植物及びらいむぎ属植物の茎葉（つと、こもその他これらに準ずる加工品を含む。付表第二十八及び第三十三において「むぎわら」という。）並びにかもじぐさ属植物の茎葉（付表第二十八及び第三十三に掲げるものを除く。）</p>	<p><i>Mayetiola destructor</i>（ヘシアンバエ）</p>
<p>十五 朝鮮半島及び台湾を除く諸外国</p>	<p>いね、いねわら（かます、むしろその他これらに準ずる加工品を含む。以下同じ。）（付表第二十九に掲げるものを除く。）、もみ及びもみがら</p>	<p><i>Balansia oryzae-sativae</i>（イネミイラ穂病菌） <i>Ditylenchus angustus</i>（イネクキセンチュウ） <i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzicola</i>（イネ条斑細菌） その他の日本に産しない各種の検疫有害動植物</p>
<p>十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>かりん、しじみばな、せいようかりん、びわ、まるめろ、ロサ・カナナ、アロニア属植物、かなめもち属植物、クラタエゴメスピルス属植物、ざいふりぼく属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、しやりんばい属植物、ストランウァエシア属植物、てんのうめ属植物、ディコトマンサス属植物、ときわさんざし属植物、ドキニア属植物、なし属植物、ななかまど属植物、ヘテロメレス属植物、ペラフィラム属植物、ぼげ属植物及びりんご属植物（付表第二十四、第二十五及び第三十一に掲げるものを除く。）の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）</p>	<p><i>Erwinia amylovora</i>（火傷病菌）</p>

<p>十七 インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、イエメン、イラン、サウジアラビア、アフリカ、アメリカ合衆国、アメリカ領バージン諸島、キューバ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、バルバドス、プエルトリコ、ベリーズ、メキシコ、ブラジル、パプアニューギニア</p>	<p>アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランティア・ミシオニス、カロデन्दュラム・カペンシス、グミミカン、クラウセナ・インディカ、シトロンシラス・ウベリ、スウィングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシラス・ダウイ、マイクロシトラス・アウストララシカ、マイクロシトラス・アウストラリス、ワンビ及びびさるかけみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>Candidatus Liberibacter africanus (カンキツグリーニング病菌アフリカ型) Candidatus Liberibacter americanus (カンキツグリーニング病菌アメリカ型) Candidatus Liberibacter asiaticus (カンキツグリーニング病菌アジア型)</p>
--	--	--

付表

- 一 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアールニー二種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三 オランダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五 スワジランドから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカンキツ属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八 スペインから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 九 削除
- 十 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるポンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ及びポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十一 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十二 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十五 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスーパー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十六 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十七 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるキオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるかぼちや及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十一 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

- 二十三 ニューージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアブライ種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十四 ニューージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十七 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
- 二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわらであつて農林水産大臣の定める基準に適合しているもの
- 三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
- 三十一 フランスから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールドンデリシャス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十二 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十三 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十五 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるせいようすももの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十八 チリから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十九 アルゼンチンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴスチンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十一 イスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十二 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十三 ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十五 イタリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるばれいしよの生塊茎であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
- 四十八 インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、バンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンスリューム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十 マレーシアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十一 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十三 ベルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

- 五十四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパーリンカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチョウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十八 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトーンディー種のポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグロブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカッチュー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十二 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるとがらしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんどなつめの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十四 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十五 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうんしゆうみかんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

別表二の二（第九条関係）

地域	植物	基準
----	----	----

<p>一 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペリウズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ</p>	<p>あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルプム、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サポジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・ガイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第一に掲げるものを除く。）、まるきんかん、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、りんご、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（付表第二及び別表二の付表第三十九に掲げるものを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha fraterculus</i>（ミナミアメリカミバエ）に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Anastrepha fraterculus</i>（ミナミアメリカミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha fraterculus</i>（ミナミアメリカミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>
--	---	--

<p>二 アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ポリビア</p>	<p>すいか、ゆうがお、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha grandis</i> に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Anastrepha grandis</i> が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha grandis</i> を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>
---	--------------------------------------	---

<p>三 エルサルバドル、 グアテマラ、コスタリ カ、ニカラグア、パナ マ、ベリーズ、ホンジ ュラス、メキシコ</p>	<p>かき、カシューナッツ、くだものけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふともも、マ メーリング、まるめろ、マンゴウ、もも、もんびん、ロコトとうがらし、カシミロア属 植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物 (ライム及びレモンを除く。)の生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機 関により発行され、 かつ、その検査の結 果検査有害動植物が 付着していないこと を確かめ、又は信ず る旨を記載した検査 証明書又はその写し を添付してあるもの であること。 2 1の検査証明書 又はその写しには、 輸出国の政府機関に より定められた作業 計画に従い、次のい ずれかの措置が行わ れ、かつ、 Anastrepha ludens(メキシコミ バエ)に侵されてい ないことが特記され ていること。 一 Anastrepha ludens(メキシコミ バエ)が発生してい ない状態が維持され ている地域として輸 出国の政府機関が指 定する地域において 生産されること。 二 輸出国の政府機 関が指定する処理施 設において、 Anastrepha ludens(メキシコミ バエ)を殺虫するた めに適切と認められ る方法による処理が 行われること。</p>
---	---	--

<p>四 エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ</p>	<p>アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふともも属植物及びユーゲニア属植物の生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>
---	--	--

<p>五 アメリカ合衆国 （フロリダ州に限 る。）、西インド諸 島、フランス領ギアナ</p>	<p>アキー、アセロラ、かき、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、なし、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 Anastrepha suspensa（カリブミバエ）に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 Anastrepha suspensa（カリブミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、 Anastrepha suspensa（カリブミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>
--	--	--

<p>六 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除く。 以下この表において同 じ。)、カナダ、エル サルバドル、グアテマ ラ、ニカラグア、ホン ジュラス、メキシコ、 ニュージーランド</p>	<p>アルファルファ、さつまいも、せいようひるがお、そらまめ、たばこ、てんさい、とう もろこし、トマト、においひば、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、と うがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機 関により発行され、 かつ、その検査の結 果検疫有害動植物が 付着していないこと を確かめ、又は信ず る旨を記載した検査 証明書又はその写し を添付してあるもの であること。 2 1の検査証明書 又はその写しには、 Bactericera cockerelliを発見す るために適切と認め られる方法による検 査が行われ、かつ、 Bactericera cockerelliに侵され ていないこと (Bactericera cockerelliについて 消毒を行った場合 は、その旨を含 む。)が特記されて いること。</p>
<p>七 インド、中華人民 共和国(香港を除く。 以下この表において同 じ。)、ネパール、モ ンゴル、アフガニスタ ン、イスラエル、イラ ン、トルコ、レバノ ン、アゼルバイジャ ン、アルメニア、イタ リア、ウズベキスタ ン、オーストリア、オ ランダ、カザフスタ ン、ジョージア、スイ ス、スウェーデン、ス 페인、スロバキア、 スロベニア、セルビ ア、タジキスタン、チ ェコ、ドイツ、ノルウ ェー、ハンガリー、フ ィンランド、フラン ス、ブルガリア、ポー ランド、リトアニア、 ルーマニア、ロシア、 アルジェリア、モロッ コ</p>	<p>エリシムム・ケイラントイデス、おらんだぜり、ぐんばいなすな、しろぎ、しろばなよ うしゆちようせんあさがお、せいようとげあざみ、せいようのだいこん、せいようひる がお、たまねぎ、てんさい、なすな、にんじん、のぼろぎく、はつかだいこん、ぶたく さ、あぶらな属植物及びびなす属植物の生茎葉及び生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機 関により発行され、 かつ、その検査の結 果検疫有害動植物が 付着していないこと を確かめ、又は信ず る旨を記載した検査 証明書又はその写し を添付してあるもの であること。 2 1の検査証明書 又はその写しには、 Bactericera nigricornisを発見す るために適切と認め られる方法による検 査が行われ、かつ、 Bactericera nigricornisに侵され ていないこと (Bactericera nigricornisについて 消毒を行った場合 は、その旨を含 む。)が特記されて いること。</p>

<p>八 イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、チェコ、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島</p>	<p>セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera trigonica</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericera trigonica</i>に侵されていないこと (<i>Bactericera trigonica</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。)が特記されていること。</p>
<p>九 インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキスタン、ギリシャ、キルギス、スペイン、タジキスタン、トルクメニスタン、フランス、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、スーダン、チュニジア、ナミビア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、ジャマイカ、プエルトリコ、メキシコ、ハワイ諸島</p>	<p>アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミスティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ベスティフェル、シシンプリウム・イリオ、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、すべりひゆもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノサ、とうがらし、トマト、にせからくさけまん、にんじん、のはらがらし、はたごおがらし、フナストルム・ヒルテルム、ペクティス・パポツサ、ほうれんそう、やりのほあかざ、レピディウム・ラシオカルプム、あかざ属植物、あぶらな属植物、あま属植物、アリッサム属植物、キスツス属植物、ぎよりゆう属植物、きんかん属植物、くこ属植物、ジゴフィルム属植物、シトロシラス属植物、せいようふうちようそう属植物、のうぜんはれん属植物、ばら属植物、ひやくにちそう属植物、ひゆ属植物、ふうろそう属植物、ふだんそう属植物、ペチュニア属植物、マッティオラ属植物及びみかん属植物の生茎葉</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)に侵されていないことが特記されていること。</p>

<p>十 アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グアム</p>	<p>いんげんまめ、キノア、さつまいも、すいか、だいず、トマト、なす、ばれいしょ、らつかせい、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Diabrotica undecimpunctata</i>（ジュウイチホシウリハムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Diabrotica undecimpunctata</i>（ジュウイチホシウリハムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>十一 南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、ばれいしょ、ムクナ・プルリエンス、もも、らつかせい、きいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>

<p>十二 アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド</p>	<p>おおみのつるこけもも、せいようはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパきいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、にしきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Otiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチフトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Otiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチフトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>十三 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>これ属植物の木材</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Scolytus multistriatus</i>（セズジクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Scolytus multistriatus</i>（セズジクイムシ）に侵されていないこと（<i>Scolytus multistriatus</i>（セズジクイムシ）について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>

<p>十四 インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モナコ、モルドバ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア</p>	<p>にれ属植物の木材</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパパニレノキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパパニレノキクイムシ）に侵されていないこと（<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパパニレノキクイムシ）について消毒を行つた場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>
<p>十五 モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア</p>	<p>イノンド、おらんだぜり、クミン、コエンドロ、セロリー、にんじん及びひめういきょうの生茎葉</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Trioza apicalis</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Trioza apicalis</i>に侵されていないこと（<i>Trioza apicalis</i>について消毒を行つた場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>

<p>十六 アイルランド、英国、ニュージーランド</p>	<p>あめりかいわなんてん、ウァッキニウム・ミルティルス、せいようきづた、せいようとのき、せいようばくちのき、せいようひいらぎ、せこいあおすぎ、チェリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、ヨーロッパぐり、ロマティア・ミリコイデス、あせび属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ドリミス属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、Phytophthora kernoviaeに侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>十七 アイルランド、イタリア、英国、英領チャンネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>ときみずき、ノトリトカルプス・デンシフロルス、ヒドラングア・シーマニアイ、アジアンタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、きようちくとう属植物、くすのき属植物、くまして属植物、くり属植物、グリセリーニア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなろうばい属植物、ケアノツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、ショワジア属植物、しらたまのき属植物、シンフォリカルボス属植物、すいかずら属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つつじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つまとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし属植物、ときわまんさく属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とねりばはげのき属植物、とべら属植物、ドリミス属植物、なんきよくぶな属植物、にしぎ属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、はこやなぎ属植物、はしどい属植物、はしばみ属植物、はなずおう属植物、ばら属植物、パラクメリア属植物、パロツティア属植物、はんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属植物、ひめつばき属植物、フィソカルプス属植物、フクシア属植物、ぶな属植物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、まてばしい属植物、まんさく属植物、みずき属植物、めぎ属植物、もくせい属植物、もくれん属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、Phytophthora ramorumに侵されていないことが特記されていること。</p>

<p>十八 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、ロシア</p>	<p>ゼルコウア・カルピニフォリア及びにれ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）及び木材</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>十九 インド、インドネシア、タイ、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	<p>きゆうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>（スイカ果実汚斑細菌病菌）に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>（スイカ果実汚斑細菌病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p> <p>二 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p>

<p>二十 スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>おおぶどうほおずき、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、とうがらし、トマト、ながぼくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Candidatus <i>Liberibacter solanacearum</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>
--	--	--

<p>二十一 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、ニュージーランド</p>	<p>キウイフルーツ、さるなし及びみやままたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar 3 に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 花粉については、輸出国の政府機関が指定する <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar 3 が発生していない生産園地において生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われること。</p> <p>二 花粉以外の生植物については、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar 3 が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p>
---	--	---

<p>二十二 パキスタン、マレーシア、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スーダン、ソマリア、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>ごま、せいようわさび、セロリー、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Spiroplasma citri</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>二十三 台湾、イラン、トルコ、イタリア、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>アエスクルス・ヒブリダ、アボカド、あめりかかずかけのき、あめりかはなずおう、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまぼうし、アルテミア・ダグラシアナ、アルヌス・ロンビフォリア、アンペロプシス・アルボレア、いちじく、いちよう、いわだれそう、ウエストリングア・フルティコサ、エウカリプツス・カマルドゥレンシス、エウカリプツス・グロブルス、エンケリア・ファリノサ、おとめふうろ、オリガナム・マヨラナ、オリーブ、カマエキリスタ・ファスキクラタ、からたち、かりふおるにあずかけのき、ゲニスタ・モンस्पессラーナ、ケルキス・オッキデンタリス、こしょうぼく、こせんだんぐさ、コブロスマ・レペンス、サルウィア・アピアナ、サルウィア・メッリフェラ、さるすべり、ジャカランダ・ミモシフォリア、すいかずら、せいようきづた、せいようきようちくとう、ソリダゴ・フィスツローサ、たいさんぼく、つるうめもどき、テーダまつ、とうぐわ、なんてん、にちにちそう、はいきんぼうげ、パージニアづた、ピスタシオノキ、びろうどとねりこ、ぶな、ペカン、ヘテロメレス・アルプティフォリア、ホホバ、ポリガラ・ミルティフォリア、マルウア・パルウィフロラ、マルビウム・ウルガレ、むくげ、もみじばふう、ヤポンノキ、ユグランズ・カリフォルニカ、ユニペルス・アシエイ、ゆりのき、ラティビダ・コルムナリス、レダマ、レッドマルベリー、おおふとも属植物、おらんだふうろ属植物、かえで属植物、きいちご属植物、きんかん属植物、くわがたそう属植物、こなら属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、すのき（こけもも）属植物、つるにちにちそう属植物、なし属植物、にれ属植物、にわたご属植物、バツカリス属植物、ぶどう属植物、みかん属植物、やなぎ属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Xylella fastidiosa</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>

<p>二十四 インド、中華人民共和国、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、ロシア、エジプト、ガーナ、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>とうがらし、トマト、ばれいしよ及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアボカド、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティー、タマサンゴ、つるはななす、とうがらし、トマト、ばれいしよ、ペピーノ、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Potato spindle tuber viroid（ジャガイモやせいもウイルス）に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>二十五 中華人民共和国、シリア、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレティクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんあさがお、ケノポディウム・ムラレ、コニザ・アルビダ、シシンブリウム・イリオ、タラクサクム・ウルガレ、ディプロタクシス・エルコイデス、トマト、パッシア・スコパリア、ばれいしよ、ピプタテルム・マルチフロルム、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきんせんか、モリカンディア・アルウェンシス、ようしゆきだちるりそう、おおぼこ属植物、オノポルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Pepino mosaic virusに侵されていないことが特記されていること。</p>

<p>二十六 イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、マリ、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマトントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスケンス、コルムネア・エリトロファエア、トマト、ネマトンツス・ウエッツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドウラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Columnea latent viroidに侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>二十七 カナダ、メキシコ</p>	<p>ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Mexican papita viroidに侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>二十八 インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ガーナ、チュニジア、セネガル、コートジボワール</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティー、たまさんご、つるはななす、トマト、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato apical stunt viroidに侵されていないことが特記されていること。</p>

<p>二十九 インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ</p>	<p>トマト及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、ひめつるにちちそう、パーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato chlorotic dwarf viroidに侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>三十 タイ、オランダ、カナダ</p>	<p>とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Pepper chat fruit viroidに侵されていないことが特記されていること。</p>

三十一 メキシコ	トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato planta macho viroidに侵されていないことが特記されていること。</p>
----------	------------------------------------	---

付表

- 一 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実
- 二 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実

別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）

地域	植物	備考 (まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
一 北緯二十六度以南の南西諸島 (大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。)	かぼちや、すいか及びとうがんの生果実	ウリミバエ
二 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部(さつまいもの生塊根であつて第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。)	サツマイモノメイガ

<p>三 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）</p>	<p>からたち属、きんかん属及びびみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>カンキツグリーニング病菌</p>
<p>四 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島</p>	<p>からたち属、きんかん属及びびみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>カンキツグリーニング病菌</p>
<p>五 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）</p>	<p>アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランティア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、いちじく、ウェプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲッキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲッキツ、サルカケミカン、シトロプシス・ギレティアナ、シトロプシス・スクウェインフルティ、スウィングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラス・ダウイ、パンプルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン、ワンピ、からたち属、きんかん属及びびみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>ミカンキジラミ</p>
<p>六 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島</p>	<p>アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランティア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、いちじく、ウェプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲッキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲッキツ、サルカケミカン、シトロプシス・ギレティアナ、シトロプシス・スクウェインフルティ、スウィングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラス・ダウイ、パンプルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン、ワンピ、からたち属、きんかん属及びびみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>ミカンキジラミ</p>

別表四（第三十五条の二、第三十五条の五関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
<p>一 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）</p>	<p>トマト、パパイヤ、ピーマン、ポンカン及びマンゴウの生果実</p>	<p>ミカンコミバエ</p>
<p>二 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）</p>	<p>いんげんまめ、トマト、にがうり、ネットメロン、パパイヤ、ピーマン及びマンゴウの生果実</p>	<p>ウリミバエ</p>
<p>三 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島</p>	<p>さつまいもの生塊根</p>	<p>イモゾウムシ</p>
<p>四 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島</p>	<p>さつまいもの生塊根</p>	<p>アリモドキゾウムシ</p>
<p>五 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）</p>	<p>さつまいもの生塊根</p>	<p>サツマイモノメイガ</p>

別表五（第三十五条の六関係）

植物	消毒の基準	備考

	方法	使用薬剤及び薬量	消毒基準温度	消毒時間	
ポンカンの生果実	臭化メチルくん蒸	臭化メチルくん蒸庫 一立方メートル当たり五〇グラム	一五 ～二 〇度	二 時間 半	<p>1 くん蒸中は、かくはん装置で庫内のガスをかくはんし、ガス濃度の均一化を図る。</p> <p>2 ポンカンの生果実の臭化メチルくん蒸は、採果後七日以上経過したものについて行う。</p> <p>3 パパイヤの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一四〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。</p> <p>4 ネットメロンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。</p> <p>5 ピーマンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり九〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。</p> <p>6 マンゴウの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり八〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。</p> <p>7 にがうりの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一〇〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。</p> <p>8 さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度九五パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を四時間で三一度から四一度まで一定の上昇率を上げてから行う。</p> <p>9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。</p> <p>10 消毒は、包装前にすかし箱に入れて行う。</p> <p>11 消毒は、植物防疫所長が定める基準に該当する施設等において行う。</p>
トマトの生果実	臭化メチルくん蒸	臭化メチルくん蒸庫 一立方メートル当たり五〇グラム	二〇 ～二 八度	三 時間	
パパイヤの生果実	蒸熱処理	—	四五 ～四 六度	三 十分	
ネットメロンの生果実	蒸熱処理	—	四五 ～四 六度	三 十分	
いんげんまめの生果実	臭化メチルくん蒸	臭化メチルくん蒸庫 一立方メートル当たり三五グラム	二〇 ～二 八度	二 時間	
			一五 ～二 〇度	二 時間 半	
ピーマンの生果実	蒸熱処理	—	四三 ～四 三・ 八度	三 時間	
マンゴウの生果実	蒸熱処理	—	四三 ～四 四度	三 時間	
にがうりの生果実	蒸熱処理	—	四五 ～四 六度	三 十分	
さつまいもの生塊根	蒸熱処理	—	四七 ～四 八度	三 時間 十分	

別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物	備考 (まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
一 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）	かんきつ類（ポンカンを除く。）、わんび、びわ、すもも、もも、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、ももたまな、アセロラ、あんず、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、たいへいようぐりみ、なし、なつめやし、ぶどう、やまもも、りんご、かき属植物、なす属植物、ぼんのき属植物、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ぼんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物（ピーマンを除く。）、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物及びヒロセレウス属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	ミカンコ ミバエ
二 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）	イモゾウムシ
三 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）	うり科植物の生果実（とうがん、すいか、かぼちや、ネットメロン及びにがうりの生果実を除く。）及びその生茎葉並びにきだちとうがらし、きまめ、ささげ、とうがらし（ピーマンを除く。）、なす、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）及びヒロセレウス属植物の生果実	ウリミバエ
四 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）	アリモド キゾウムシ
五 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）	アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランティア・ミシオニス、カロデンデュラム・カペンシス、グミミカン、クラウセナ・インディカ、シトロンシラス・ウベリ、スウィングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、マイクロシトラス・アウストララシカ、マイクロシトラス・アウストラリス、ワンビ及びさるかけみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）	カンキツ グリーニング 病菌
六 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島	アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランティア・ミシオニス、カロデンデュラム・カペンシス、グミミカン、クラウセナ・インディカ、シトロンシラス・ウベリ、スウィングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、マイクロシトラス・アウストララシカ、マイクロシトラス・アウストラリス、ワンビ及びさるかけみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）	カンキツ グリーニング 病菌

別表七（第三十五条の七関係）

地域	有害動物又は有害植物
一 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。）	ミカンコ ミバエ及びウリミ バエ

二 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	イモゾウムシ及びアフリカマイマイ
三 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	アリモドキゾウムシ
四 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	サツマイモノメイガ
五 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）	ミカンキジラミ
六 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島	ミカンキジラミ
七 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）	カンキツグリーンング病菌
八 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島	カンキツグリーンング病菌

第一号様式（用紙の大きさは、日本標準規格A6とし、中央点線の所から二つ折とする。）（第五条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二号様式（第七条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第三号様式（第七条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第四号様式（第十条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第五号様式（第十五条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第六号様式（第十六条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第七号様式（第十九条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第八号様式（第十九条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第九号様式（第二十一条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十号様式（第二十一条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十一号様式（第二十二条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十二号様式（第二十四条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十三号様式（第二十四条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十三号の二様式

[\[別画面で表示\]](#)

第十三号の三様式（第二十四条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十四号様式（第二十五条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十五号様式（第二十五条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十六号様式（第二十五条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十七号様式

第十八号様式（第三十条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十八号の二様式（第三十条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第十九号様式（第三十条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十号様式（第三十条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十一号様式（第三十四条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号様式（第三十四条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の二様式（第三十五条の三関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の四様式（第三十五条の四関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の五様式（第三十五条の四関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の六様式（第三十五条の四関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の七様式（第三十五条の四関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の八様式（第三十五条の四関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の九様式（第三十五条の五関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の十様式（第三十五条の五関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の十一様式（第三十五条の五関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の十二様式（第三十五条の五関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の十三様式（第三十五条の五関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の十四様式（第三十五条の八関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十二号の十五様式（第三十五条の八関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十三号様式（第三十六条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十四号様式（第三十七条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十五号様式（日本工業規格 A 4）（第三十八条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十六号様式（日本工業規格 A 4）（第三十九条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十七号様式（日本工業規格 A 4）（第四十二条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十八号様式（第四十三条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第二十九号様式（日本工業規格 A 4）（第四十四条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第三十号様式（日本工業規格 A 4）（第四十六条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第三十一号様式（日本工業規格 A 4）（第四十七条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第三十二号様式（第四十八条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第三十三号様式（日本工業規格 A 4）（第四十九条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第三十四号様式（日本工業規格 A 4）（第五十条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第三十五号様式（第五十条関係）

[\[別画面で表示\]](#)

第三十六号様式（日本工業規格 A 4）（第五十四条関係）

[\[別画面で表示\]](#)